昭和５１年度

文化財調査報告書

第　７　集

前橋市教育委員会

目　次

はじめに……教育長　金井博之

一、総社神社関係調査報告(一)……1

総社神社所蔵文化財(一)

建造物

古文書(一)

二、昭和五十一年度埋蔵文化財調査概報……7

芳賀東部団地遺跡

山王廃寺跡第三次

三、前橋市の文化財保護行政についての報告……8

―文化財保護行政の充実のために―

あとがき

（総　社　神　社）

はじめに

赤城山の南麓、利根川の清流に面した私たちの前橋は、自然の恵みを限りなく受けた豊かな土地であります。はるかな昔、この前橋には大小七〇〇余基もの古墳が造られ、東国文化の中心となりました。その後、律令体制下にあっては、政治の中心としての上野国府の所在するところとなり、また仏教文化の華も咲き誇りました。中世の動乱期を経て江戸時代に入ると、厩橋（前橋）城は江戸を守る重要な砦として栄え、「関東の華」と称賛されました。続く明治以降は、糸の町として全国的にその名をはせました。

このような歴史の町前橋には多くの文化財が所在しており、これらのうち、保存上、活用上特に必要なものは、文化財保護法あるいは、県・市の保護条例によって指定しておりますが、指定された文化財は、現在、八十三件にも達しています。これら指定された文化財についての保存上の施策が、市当局ならびに市民各位の理解と協力によって進められていることは、まことに喜ばしい限りですが、これらの活用については、今後の課題といわなければなりません。このことについては、地域社会における文化の創造に積極的に役立たせることができるよう、広く市民各位のご協力を得て取り組んでまいりたいと存じます。

芳賀東部団地、山王廃寺跡の発掘調査、総社神社関係資料等を集録した本書が、前橋市の文化財を正しく理解する一資料となり、ひいては文化財保護と、新しい地域文化の創造の一助となれば幸に存じます。

昭和五十二年二月

前橋市教育委員会
教育長　金井博之

一、総社神社関係調査報告(一)

調査の主旨　総社神社は、古代史・神社史を解明する上で重要な神社である。しかし、いまだ、総社神社およびそれに関係する文化財について、悉皆調査がなされていなかった。

そこで前橋市文化財保護条例に基づき、文化財調査委員に総社神社関係文化財の保存と活用を計るため調査研究を依頼した。

調査の対象　総社神社所蔵文化財

赤石祐三郎氏所蔵文化財

調査期日　昭和五十一年十月三日・四日

調査者　前橋市文化財調査委員（五十音順）

尾崎喜左雄
中沢右吾
松田徳松
丸山知良
山田武麿

総社神社所蔵文化財(一)

建造物

本殿（県指定重要文化財）

木造銅瓦葺三間社流造、桁行三間、梁間二間の本殿に、桁行三間にわたって梁間一間の向拝が繋虹梁でつながれている。

建立年代は、記録、棟札等がないために不明であったが、昭和三十八年県指定申請の際の調査報告によれば、次のような結論が出されている。

①建物の上部に旧構が保持されている。

②唐様を基礎とした張の強い蟇股、組物、大瓶束、伸びのある海老虹梁が旧構の特徴を現わしている。

③旧構の特徴は、室町期・桃山期建築の特徴をそなえた、国指定重要文化財玉村八幡宮本殿と同じ様式である。

④玉村八幡宮本殿は社伝によると、永正四年（一五〇七年）に造営され、慶長十五年（一六一〇年）に現地に移建、その後明和八年（一七七一年）に大修理が行われている。

⑤総社神社の本殿は、玉村八幡宮本殿と比較検討した結果、室町期の特徴をもつが、やや退化的であり、桃山期に入ってはいるものの盛期にまで至っていない。このことから、慶長初年頃の建造と推定される。

拝殿・幣殿

木造銅瓦葺入母屋造。桁行四間、梁間二間の拝殿に、桁行二間、梁間一・五間の幣殿が続いている。建物および組物は重厚な感じをうける。特に、老海虹梁、木鼻、手挟の彫刻と組工合は素晴しい。また、扉に十二支を彫刻しているのは特異である。拝殿の格天井には伝南洋筆の鶴を題材とした絵が描かれている。

社伝によれば、文化十一年（一八一四年）に幣殿および拝殿の造営が企画された。棟梁は、氏子であった宮元某なる人物で、神祇宮から衣帽子直垂を許され関谷出雲と改称した。父子二代にわたり、二十九年間を費やし天保十四年（一八四三年）に完成したと伝えられる。勾欄の擬宝珠には、「天保三子辰年九月吉日」の銘が刻まれている。

古文書

(1)　上野国　赤石氏文書（天正十三年）一通、巾三一・二センチ長さ三九・五センチ。

掟

一当社参詣之諸人不可有横合事

一於宮中植木不可切事

右至干遠犯之族者則可遂披露可処厳科旨被仰出者也仍如件

（北条虎印）

天正十三年乙酉六月二日

惣社大明神　　拼和伯耆守　奉之

社人中

(2)　上野国　赤石氏文書（天正十八年）　一通

縦二九・八センチ。横四五・六センチ。

禁制　上野国惣社

一当手軍勢甲乙人等濫妨狼藉事

一放火事

一対地下人非分儀申懸事

右条々若於遠犯之輩者乍可被処厳科之旨依仰執達如件

天正十八年五月　日　　筑前守（花押）

弾正少弼（花押）

(3)　『上野国神名帳』（『上野国神名帳』総社本県指定重要文化財）

巻子（けんす）仕立となっており、神名帳の紙幅二七・二センチ。長さ四・四一メートル。題箋はない。（註、原文のまま、小さい字は朱墨）

上野十四郡諸社神名帳

撿（ママ）五百四十九社　勧請　故　当社

号　撿（ママ）社大明神　是　当社之宝物　也

●當國当所　鎮守当社　之神主十社

○有伝記曰。撿（ママ）社大明神　者彼神　之嬢　也

云〳〵。○彼神者経津主　神也　是一宮　抜鋒神

云。

○嬢　者。磐筒男磐筒女神也。是　撿（ママ）社大明神　之正躰　本主也

△神代記曰。磐裂根裂神之子。○磐筒男

磐筒女所生之子経津主　神　云

○是則天神也神代記曰天照大神復遣武甕槌神及経津主神先行駈除時二神降到出雲云〳〵有伝記是降二南天一云

○有記曰二十八代安閑天王元年甲寅三月十五日抜鋒大明神与撿（ママ）社大明神造立有之其後元和三年丁巳迄一千四十四年也

（朱）両部習合ノ神道云

▲撿（ママ）社大明神与抜鋒明神父子一躰分身弥勒菩薩也　是一宮親也

△撿社大明神　磐筒男磐筒女神

○撿社大明神之摂社外宮中鎮守十社相殿也

・正一位　抜鋒大明神　・正一位　赤城大明神

・正一位　伊賀保大明神
・正一位　若伊賀保大明神
・正一位　小祝大明神
・従一位　倭文大明神
・正一位　岩根大明神
・正一位　榛名大明神
・従一位　火雷大明神
・従一位　浅間大明神

▲摂社五百四十九社皆是上野十四郡内也

●碓氷郡　十五社
・従二位　波巳曾大明神
・従三位　飽馬明神
・従四位　新屋明神
・従五位　下田明神
・従五位　咲前明神
・従三位　美都沢明神
・正四位　若国玉明神
・従四位　事玉明神
・従五位　鹿嶋明神

右之外有六社　足前九社　十五社也

⚠片罡郡　十四社
・従四位　小野明神
・従四位　県明神
・従五位　榛名本戸明神
・従四位　鎌総明神
・従五位　咲前明神

右之外有九社

▲甘楽郡　三十二社
・従一位　宗岐明神
・従三位　秋山明神
・従四位　抜鋒若御子明神
・従四位　玉山明神
・従五位　新屋明神
・従五位　朝賀保明神
・従五位　高垣明神
・従三位　丹生明神
・従三位　鳥総明神
・正五位　天津社明神
・従五位　佐位明神
・従五位　億津宮明神
・従五位　小舩明神
・従五位　荒垣明神
・従五位　県明神
・従五位　於神明神
・従五位　朝照明神

右之外有十五社

⚠多故郡　二十五社
・従二位　辛科明神
・正五位　郡御玉明神
・従五位　櫛子明神
・従五位　馬片山明神
・従三位　物部明神
・正五位　鳥総明神
・従五位　穂積明神
・従五位　有志古明神

右之外有十七社

⚠緑埜郡　十七社
・従三位　丹生明神
・従三位　波与明神
・従四位　水沼明神
・従五位　土師明神
・従三位　広野明神
・正四位　榲山明神
・従五位　郡御玉明神
・従五位　荒御玉明神

右之外在九社

⚠那波郡　十八社
・従三位　国玉明神
・正五位　栗原明神
・従五位　霜河明神
・従五位　三村明神
・従三位　篠原明神
・正五位　石手明神
・従五位　十二月明神
・従五位　布留明神

右之外在十社

△郡馬郡之内東郡之分百四十五社
・正三位　温泉明神
・従三位　大友明神

・従三位　丹生明神（ニブノ）
・正四位　小河原渠口明神（ヲカワラミソクチノ）
・従四位　放光明神（テルミツノ）
・従四位　止止呂明神（トトロノ）
・従四位　嶋名明神（シマナノ）
・従四位　大御子明神（ヲヲミコノ）
・従四位　中山明神（ナカヤマノ）
・正五位　小伊賀保明神（コイカホノ）
・従四位　鏡明神（カカミノ）
・従五位　槻村明神（ツキムラノ）
・正五位　伊勢明神（イセ）
・正五位　大耽明神（ヲヲトコロノ）
・正五位　有馬堰口明神（アリマセキクチノ）
・正五位　狐墓明神（コツカノ）
・正五位　床生明神（ユカウノ）
・従五位　横和知明神（ヨコニコトモノ）
・従五位　鑒越明神（ホリコシノ）
・従五位　魚取明神（ウヲトリノ）
・従五位　抜前御子明神（ヌキサキミコノ）
・従五位　桒原明神（クワバラノ）
・従五位　中家明神（ナカイヱノ）
・従五位　大支明神（ヲヲモテノ）
・従五位　大刀部明神（ヲヲトベノ）
・従五位　大井明神（ヲヲイノ）
・従五位　横手明神（ヨコテノ）
・従五位　小柴明神（ヲシバノ）
・従五位　高井明神（タカイノ）
・従五位　赤波明神（アカナミノ）

・従四位　新屋明神（ニイヤノ）
・正四位　物部明神（モノヽベノ）
・従四位　小祝明神（コヱワイノ）
・従四位　若伊賀保明神（ワカイカヲノ）
・従四位　石井明神（イシヰノ）
・従四位　郡御玉明神（コヲリミタマノ）
・従四位　有馬渠口明神（アリマミソクチノ）
・正五位　大国玉明神（ヲヲクニタマノ）
・従四位　小津明神（ヲツノ）
・正五位　赤城若御子明神（アカキワカミコノ）
・正五位　高山明神（タカヤマノ）
・正五位　高井明神（タカイノ）
・正五位　矢田部明神（ヤタヘノ）
・正五位　有馬堰口御鑿明神（アリマセキクチミクワノ）
・従五位　石内明神（イシウチノ）
・従五位　子持明神（コモチノ）
・従五位　息津宮明神（イキツミヤノ）
・従五位　大木明神（ヲヲキノ）
・従五位　池岸明神（イケキシノ）
・従五位　石壺明神（イシツボノ）
・従五位　驫明神（イナナキノ）
・従五位　伊賀保若御子明神（イカホワカミコノ）
・従五位　日置明神（ヒヲキノ）
・従五位　道中明神（ミチナカノ）
・従五位　上津矢明神（カミツヤノ）
・従五位　大柴明神（ヲヲシバノ）
・従五位　赤城三明神（アカギミツノ）

右之外在八十八社

郡馬郡之内西郡之分百六十九社

・正三位　宮姫明神（ミヤヒメノ）
・従三位　小奈智明神（コナチノ）
・従三位　尾張明神（ヲワリノ）
・従三位　古舘明神（フルタテノ）
・従三位　息津宮明神（イキツミヤノ）
・正四位　芝麻明神（シバアサノ）
・従三位　成馬明神（ナリマ）
・従四位　抜前若御子明神（ヌキサキワカミコノ）
・正三位　赤城三御子明神（アカギミツミコノ）
・従四位　榛名本戸明神（ハルナモトトノ）
・従四位　月波明神（ツキナミノ）
・従四位　南宮若御子明神（ナングウワカミコノ）
・従四位　小桒明神（コクワノ）
・従四位　桒下明神（クワニトノ）
・正五位　温泉明神（アツミノ）
・正五位　駒形明神（コマカタノ）
・正五位　大嶋明神（ヲヲシマノ）
・正五位　田中明神（タナカノ）
・正五位　小嶋明神（ヲシマノ）
・正五位　車持若御子明神（クルマモチワカミコノ）
・従四位　榛名若御子明神（ハルナワカミコノ）
・従四位　榛名上神明神（ハルナウヱカミノ）
・従四位　財部明神（タカラベノ）
・従四位　春科明神（ハルシナノ）
・従五位　田口明神（タノクチノ）
・従五位　榛名大耽明神（ハルナヲヲトコロノ）
・従五位　車持明神（クルマモチノ）

・従三位　大奈智明神（ヲヲナチノ）
・従三位　息災寺小祝明神（ソクサイシコイワイノ）
・従三位　高田明神（タカタノ）
・従三位　諏訪若御子明神（スワワカミコノ）
・従三位　鹿嶋明神（カシマノ）
・従三位　桒上明神（クワカミノ）
・従三位　新渠明神（アラミソノ）
・従三位　沼嶋明神（ヌマシマノ）
・従四位　家尾明神（ヤヲノ）
・従四位　墓矢明神（ハカヤノ）
・従四位　智形明神（ムナカタノ）
・従四位　学校院若御子明神（カツコウインワカミコノ）
・従四位　石神明神（イシカミノ）
・正五位　玉山明神（タマヤマノ）
・正五位　横手明神（ヨコテノ）
・正五位　毛野明神（ケノヽノ）
・正五位　小石明神（コイシノ）
・正五位　小河原明神（ヲカハラノ）
・正五位　泉矢明神（イツミヤノ）
・従四位　大野明神（ヲヲノノ）
・従四位　大井明神（ヲヲヰノ）
・従四位　伊賀保本戸明神（イカヲモトトノ）
・従四位　抜原明神（ヌキハラノ）
・従四位　榎本明神（エノモトノ）
・従四位　於神明神（ヲカミノ）
・従五位　火雷若御子明神（ホノイカツチワカミコノ）
・従五位　新渠明神（アラミソノ）

・従五位　倭文若御子明神
・従五位　白羅奈若御子明神
・従五位　香取若御子明神
・従五位　赤城若御子明神
・従五位　大嶋明神
・従五位　楽下明神

▲吾妻郡　十三社

・従一位　白根明神
・従三位　浅間明神
・従五位　小不多明神
・従五位　新渠明神

▲利根郡　二十一社

・従一位　実高明神
・従二位　碓根明神
・従三位　笠科明神
・従三位　大社明神
・従四位　石油津利明神
・従四位　新屋明神
・正五位　小用明神
・従五位　飯玉明神

右之外在二五社一

▲勢田郡　二十三社

・従三位　於神明神
・従四位　榛名本戸明神
・正四位　郡玉明神
・従五位　楽上明神
・従五位　芳加明神
・従五位　大石明神
・従五位　榎本於神明神
・従五位　水沼明神

右之外在二一百四社一

・従二位　小白根明神
・正四位　小礒明神
・従五位　佐奈明神

右之外在二六社一

・従一位　小高明神
・従三位　糸井明神
・従三位　鬼坂明神
・正四位　国津社明神
・従四位　津馬利明神
・従四位　郡玉明神
・正五位　利神明神
・従五位　山神明神
・従三位　鳥取明神
・従三位　伊賀保若御子明神
・従四位　高井出明神

▲佐位郡　十二社

・従四位　若国玉明神
・正四位　白河明神
・従五位　霜河明神
・従五位　神前明神

右之外在二九社一略之

・従一位　大国玉明神
・従四位　郡玉明神
・従五位　於神明神

右之外在二六社一

▲新田郡　十五社

・従三位　生階明神
・従四位　新池明神
・従五位　楯事明神
・従五位　郡玉明神

▲山田郡　十二社

・従三位　賀茂明神
・従四位　礒部明神
・従五位　御槻明神

右之外在二六社一

▲邑楽郡　十五社

・正一位　長柄明神
・従四位　火雷明神
・従五位　郡玉明神
・正五位　井出上明神
・従五位　小井出明神
・従五位　榛名若御子明神
・従五位　赤城若御子明神
・従三位　八田女明神
・従四位　郡都奈明神
・従五位　穂積明神
・従三位　大穴伏明神
・正五位　宿穴伏明神
・従五位　阿波明神

右之外在二八社一

・従四位　玉田女明神
・従四位　吉和明神
・従五位　清御子明神
・従三位　八田明神
・従四位　母前若御子明神
・従五位　罡劔明神

・従五位　坂津（サカツノ）明神　　・従五位　子赤城（コアカキノ）明神

右之外在七社今略之

于時永仁六年十二月廿五日

如二正本書一写（ウツス）之

上野国郡（ママ）馬郡（ママ）摠（ママ）社卿（ママ）

摠（ママ）社大明神　神主赤石氏中清

惟時貞和四年二月廿九日

任二永仁六年之写本一再写レ之

摠（ママ）社大明神　司宮赤石氏中春

玆時　弘治三年丁巳二月二日

任二貞和四年之写本一又書写之

上野国郡（ママ）馬郡（ママ）摠（ママ）社卿（ママ）

摠（ママ）社大明神神主赤石氏中喜

端裏書は　明治三年庚午八月謹襲表背永納宝殿了

赤石中喜十四世孫

摠（ママ）社司宮

赤石中政　（黒印）（花押）

(4)　朱印状

現在七通の朱印状が残っている。いずれも包紙ウワ書きは「上野国群馬郡惣社村　惣社明神領」とある。紙の大きさは、縦四六・五センチ、横六三・五センチ。現在残っているものは表のとおりである。

年号	将軍名	西暦
貞享　二年六月十一日	綱吉	一六八五年
享保　三年七月十一日	吉宗	一七一八年
延享　四年八月十一日	家重	一七四七年
宝暦十二年八月十一日	家治	一七六二年
天明　八年九月十一日	家斉	一七八八年
天保　十年九月十一日	家慶	一八三九年
安政　二年九月十一日	家定	一八五五年

最も古い貞享二年の朱印状は

上野国群馬郡惣社村惣社
明神社領同村之内弐拾六石事
任慶安二年八月廿四日先判之旨
寄附之訖金可収納并社中境内
竹木諸役等免除如有来永
不可有相違者也

貞享二年六月十一日

綱吉　朱印

享保三年のものは

上野国群馬郡惣社村惣社明神領
同村之内弐拾六石事并社中境内
竹木諸役等免除依当家先判之例
永不可有相違者也

享保三年七月十一日

宗吉
朱印

延享以降の朱印状は享保の朱印状と同文である。

二、昭和五十一年度埋蔵文化財調査概報

芳賀東部団地遺跡

一、所　在　地　前橋市鳥取町字宮前八四四　他三三筆
二、調査年月日　昭和五十一年六月七日～昭和五十二年一月十八日
三、土地所有者　前橋工業団地造成組合（代表者　管理者　神田坤六
（昭和五十一年八月一日以前）管理者　清水一郎（昭和五十一年八月二日以降）
四、発掘調査結果の概要
(一)　遺構・遺物の数量
イ、遺構数
縄文時代　住居跡　五　ピット　四
奈良・平安時代　住居跡　八一　掘立柱建築跡　三　ピット　三　溝　四
ロ、遺物量
縄文時代　土器・石器　パン箱　六箱
奈良・平安時代　土器・鉄器・石器パン箱　八五箱
(二)　遺構・遺物の概要
約三・六haの土地を発掘調査したが、発見された遺構及び遺物は縄文時代と奈良平安時代とのものであった。
イ、縄文時代　住居跡はほとんど前期後半に属し、比較的大形（一辺約六m前後）である。これら住居跡の分布は現在大規模に見える台地も、かっては浅い谷が形成されており、その谷の縁辺部に近く分布している。各住居跡には炉の施設を有するもの3、炉の施設のないもの2がある。遺物の量は少ないが、J4号出土の尖底土器及びJ5号の東北地方の系統の土器は注目される。
ロ、奈良・平安時代　住居跡は東に竈を設置し、比較的小形（一辺約四m前後）のが多い。これら住居跡は掘立柱建築跡を中心にし、あるいは溝に境されて分布しており、密集する地域と住居跡のない地域とがある。住居跡のなかでは竈を二つ有し、その脇に棚を設置したH44号はやや特異なものとして注目される。遺物は土器類のほかに鉄器類が豊富に出土しており、砥石も発見されている。このほかに、金銅製帯金具・墨書土器及び文字と見られる線刻を有する紡錘車等注目される遺物がある。
これらの概要は発掘調査の終了段階であり、今後図面及び出土遺物を整理し、検討しなければならない。

山王廃寺跡第三次調査

一、所　在　地　前橋市総社町総社昌楽寺廻り地内
二、調査年月日　昭和五十一年七月二十六日～八月十四日
三、発掘場所
四、発掘調査の概要
(一)　遺構・遺物の数量
イ、遺構数
礎石を伴う建築遺構　二
ピット群（掘立柱建築遺構の柱穴とみられるものもある？）
住居跡　三
ロ、遺物量
瓦を主に、土器・鉄製品等を含めて、ダンボールみかん箱にし

て約六十箱分である。

(二) 遺構・遺物の概要

発掘場所は心礎の北四十メートル東三十メートルの礎石が存在する一帯であって、昨五十一年度第二次調査の西隣りの区画である。昨年度は、礎石からやや離れた場所を掘ったため、礎石を伴う遺構の発見はできなかったが、本年度は、礎石を露出させるとともに、昨年度の遺構を合わせて検討し、この付近の遺構の性格を追究することをねらった。

礎石を伴う遺構Ⅰ――発掘の結果、礎石三石と栗石一組が明らかになり、計四石の礎石の存在が解明された。各礎石上面のレベルは、心礎上面より、約三〇センチ上で、四個所の礎石は矩形を形造るように位置している。東西間の心々距離は、三九〇センチ、南北間の心々距離は、三〇〇センチである。この遺構は、さらに面的な広がりをもっているとみられるが、家屋等にさえぎられて全面出すことはできなかった。しかし、一番東の礎石列の三メートル東には多量の瓦の出土をみ、調査個所が、すでにこの遺構の東限とみられる様相を呈していた。

礎石を伴う遺構Ⅱ――前述の遺構Ⅰの三個所の礎石のそれぞれの北東方向約一二〇センチの位置で、心礎の上面より約三〇センチ下がったところには河原石を一〇石前後配した栗石が発見された。すでに、礎石自体は失われて一石も認められなかったが、礎石を置く根固めの栗石であって、礎石を伴う遺構である。この礎石三石分の栗石の心々距離は、東西三六〇センチ、南北三九〇センチである。栗石の組み方は、遺構Ⅰよりも、堅固で石の数も多くしっかりしたものである。やはり、これも、遺構の東限にあたるものとみられた。

ピット群――多くのピットが遺構Ⅰ・Ⅱの瓦の堆積のやや東、昨年度調査個所との間に認められた。そのうちの四個は二個ずつが対をなす位置にあり、その大きさ、深さとも大規模なものである。柱穴としては大きすぎるという見方もあるが、柱をすえるための掘りがたともみられるものであり、今後、さらに検討の余地がある。残りのピットは、前述の四個よりやや小さいもので、形状・深さともより柱穴らしく、しかも北々西方向に一列に並んでいる。このピット列は、トレンチ内の南隅から北隅までみられ、トレンチ外へも続いているようである。そのうえ、昨年発見された柱穴との関連も充分考えられる。残念ながら、調査範囲が限定されているため、これも面として把握することができなかった。また、礎石を伴う遺構Ⅰ・Ⅱの少し北にも柱穴らしいピットがあり、この付近一帯には何らかの掘立柱建築遺構があるという可能性が、一層強まってきた。

住居跡――東方のピット群の一角には、住居跡が二戸検出されている。また、遺構Ⅰ・Ⅱの栗石の下層からも住居跡が一戸発見されている。

遺物――瓦の中には、軒丸瓦片・軒平瓦片がかなりあった。軒丸瓦では、素弁・複弁・単弁があり、軒平瓦は、三重弧文が主である。白鳳期の瓦が多いが、上野国分寺・尼寺等で出土しているものと類似のものもあり、多少、年代が下がるものもある。これらの瓦の中には、製作技法上注目されるものもある。

まとめ――これら調査の結果から、遺構Ⅰは遺構Ⅱより新しく、Ⅰは Ⅱの後に建て替えられたものと判明した。さらに、ピット群、住居等を加えて前後関係を地層・遺物等の関連で比較検討していくと、この一帯の変遷にかなり言及し得るであろう。現在、鋭意検討中であり、近く報告書を刊行の予定であるが、その中で詳しくふれたい。

前橋市の文化財保護行政についての報告

――文化財保護行政の充実のために――

Ⅰ まえがき

最近、わが前橋市における文化財保護の事業は飛躍的な発展をとげ、

市民の文化財に対する関心も年を追って高まりつつある。しかしながら、文化財の荒廃は依然として跡を絶たない現状であり、一方、各種開発に伴う史跡・埋蔵文化財等の問題は、各所において緊急な解決を迫っている。

いうまでもなく、かけがえのない文化財を永く後世に保存するとともに、これを活用して文化の創造に役立てることは、現代のわれわれ市民に課せられた重大な責務である。このためには、市民一般の文化財に対する一層の理解が望まれるところであるが、このためにも、当市の文化財保護行政の組織と体制の強化が必要である。

Ⅱ　文化財の概要

前橋には七〇〇基以上もの古墳がある。この中には、東国では最も古いとされる天神山古墳から、石積みの古墳として全国的にも稀な王山古墳や、総社・天川そして城南の各二子山古墳を経て、終末期古墳の典型とされる宝塔山・蛇穴山古墳に至るまで、各時期のものがある。また、墳丘や石室には巨大なものがあり、副葬品にも優秀なものが多く、この地が東国文化発祥の地であり、古くから栄えていたことを物語っている。

こうしたすぐれた古墳文化を背景としたこの前橋は、その後、律令体制の中にあっては、国司執政の場である「国府」設置の処となり、東国雄国上野の政治的中心地となった。このため山王廃寺や国分寺などの建立されるところとなり、仏教文化の華が咲きほこり、それらに関連する文化財が今日多く伝えられている。なかでも山王廃寺の根巻石や石製鴟尾などは、全国的にも稀なものであり、国の文化財として認定されている。また、埋蔵文化財の数も多く、現在、遺跡台帳に登載されているものだけでも三二四件にも達している。勿論この数は実数ではなく傾向を示すものであり、利根川現氾濫原や広瀬川低地面を除く他の全地域に出土品の散布がみられ、まさに、前橋市は埋蔵文化財包蔵地の上に成立していると言っても過言ではない。こうした中で、最近発掘調査された芳賀北部団地遺跡は、当時の社会・政治組織の一つである「郷」の存在を思わせるものがあり、地方政治組織や民衆の生活を知るうえで貴重である。

くだって、平安時代の末期から中世にかけて、現世利益を求める仏教が、この前橋地域においても、しだいに民衆の間に侵透し、県指定重要文化財日輪寺の十一面観音像や、国指定重要文化財善勝寺の鉄造阿弥陀如来像が造立される一方、各所に板碑などの金石文化財が盛んに造られ、その数は、現在、確認されているものだけでも二〇〇点に達し、繁栄の様がうかがわれる。

現在の前橋市が城下町として整ったのは、関東が徳川家康の手に入ってからのことで厩橋（前橋）城は、江戸を守る重要な〝砦〟として、徳川家の一族や譜代大名である平岩親吉・酒井重忠・松平朝矩らによって治められ、「関東の華」として栄えた。このため、この前橋には前橋城跡や酒井家累代の墓所など数々の史跡や、それに関連する文化財があり、更には、庶民の間に伝承された神楽や獅子舞など無形文化財や民俗文化財にみるべきものが多い。

Ⅲ　文化財の保存について

一、指定の状況

前橋市では昭和三十八年四月、「文化財保護条例」を施行して以来、市域内にある文化財のうち、保存上あるいは活用上、その必要があると認められたものを指定してきた。他方、「文化財保護法」あるいは「群馬県文化財保護条例」による指定も年々増加し、現在、前橋市域内に所在する指定文化財の状況は、別添「資料1」および次頁の表のとおりである。

区分＼種別	重要文化財	重要美術品	史跡	天然記念物	無形文化財	民俗文化財	計
国指定	三	六	一〇	一	〇	〇	二〇
県指定	一五	〇	四	〇	〇	〇	一九
市指定	三一	〇	六	〇	七	二	四六
計	四九	六	二〇	一	七	二	八五

右の表にみるとおり、前橋市域内の指定文化財の総数は八五件である。このうち、市指定物件は四六件で、その大半を占め国および県指定物件に比して多いのが目だつ。しかし、例えば、高崎市の場合は、指定総数七〇件中、市指定数は四二件であり、これと比較した場合、本市において、市指定物件数が特に多いということはない。また、本市に類似する歴史的環境にあり、しかも予算規模は、本市の三四％程度の長野県上田市の場合、市指定文化財は六五件（総指定物件数九〇件）であることからすれば、本市においても、向後、保存上あるいは活用上その必要とみられる文化財については、積極的に指定を行っていく方針である。

なお、前橋市における市条例による指定の経過は、次のとおりである。

昭和三十九年度――一〇件
昭和四十五年度――　四件
昭和四十八年度――一四件
昭和四十九年度――　六件
昭和五　十年度――一二件

この表で特に注目されるのは、昭和四十八年度以降、毎年にわたって指定が行なわれていることと、また、その数が全体の約七割を占めていることである。そこには、最近における本市の文化財に対する保護と活用についての積極的な姿勢が反映されている。

二、標識・説明板等設置

文化財保護および管理の基本的施設・設備として、標識および説明板等がある。昭和二十九年七月に施行された「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」あるいは、「群馬県文化財保護条例施行規則」第四条においては、指定された史跡名勝天然記念物の所有者又は管理者は、標識及び説明板を設置しなければならないとある。また、前橋市文化財保護条例施行規則第七条でも「指定文化財の標識及び説明板は、教育委員会又は所有者が設置するものとする。」とし、その設置を義務づけている。

施行規則等にみるまでもなく、標識や説明板等の設置は、保護管理上必要であるばかりでなく、活用上も不可欠な施設・設備である。そして、これらは、付随する施設・設備がある案内板・ゴミ箱等と合わせて、国・県・市の指定区別・あるいは史跡・名勝・天然記念物そして重要文化財等の種別の区分にかかわらず、その設置は、前橋市域の文化財を理解させ、ひいては、活用と保護を計るための必須の要件である。

ところで、本市におけるこれらの標識・説明板・案内板・ゴミ箱等の設置状況は、別添「資料2」のとおりである。また、昭和四十五年度以降の設置経過は、経費の面からみると次のようである。

昭和四十五年度――　二八、〇〇〇円
昭和四十六年度――　九六、〇〇〇円
昭和四十七年度――　七五、〇〇〇円
昭和四十八年度――　五九、〇〇〇円
昭和四十九年度――三八一、〇〇〇円
昭和五　十年度――三五〇、〇〇〇円
昭和五十一年度――三五〇、〇〇〇円

右記にみるように文化財保護係が新設された昭和四十九年以降、急速に設置のための経費が増大し、設置件数も飛躍的に増加している。しかし、その充足率は、次にみるとおりであるので、今後設置の年次計画を

作製し、早急に設置すべく努力したい。

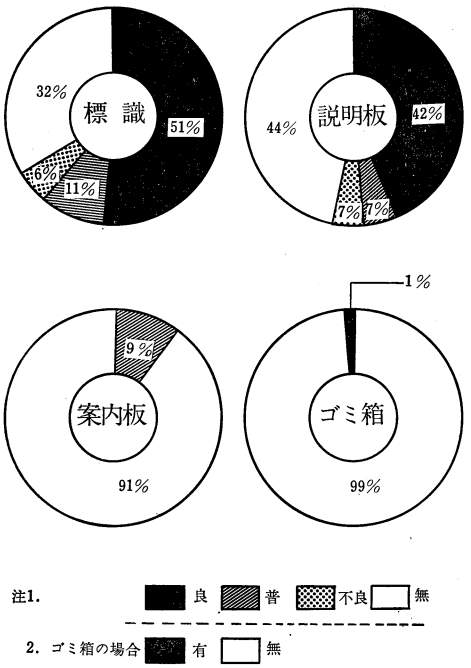

三、荒廃と保存事業

文化財は荒廃や毀損のないよう充分に管理されなければならない。しかし、その実際は、自然あるいは人為的な原因による荒廃と毀損・滅失の現象が跡を絶たない。こうした状況に対して、文化財保護法では、第三十四条の二において「重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。」とし、また、史跡名勝天然記念物においては、第七条の二において「文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧を行わせることができる」とある。これを受けて群馬県文化財保護条例は、重要文化財又は史跡名勝天然記念物が滅失・毀損した場合、速やかな届出を義務づけるとともに（第八条）、所有者又は管理者にその修理若しくは復旧に関する勧告ができる旨を定めている（第十一条）。又、前橋市文化財保護条例においては、第五条において、「指定された文化財の管理または修理若しくは復旧は、所有者または管理責任者において行なうものとする」とし、管理または修理復旧等の責任について明記している。

こうした法的根拠と文化財のあるべき姿に立脚して、前橋市では、文化財の環境整備・保存修理事業を実施し今日に至っているが、特に昭和五十年度における環境整備ならびに保存修理事業は次のとおりである。

(1) 蛇穴山古墳

本墳は、一辺約三九メートル、高さ六メートル程の古墳であるが、石室は截石によって切組積に構築され、その技法は稀にみる優秀なもので、終末期古墳の典型として貴重なもので、昭和四十九年国指定の史跡に認定された。

しかし、その現状は、石室入口の上部及び西側の積石が崩れ、墳丘周囲の崩落もまた著しくなり原形が失われつつあった。加えて、その立地から児童・生徒に危険を及ぼす恐れも生じてきた。

よって、国および県の補助金を得て、石室入口の整備・墳丘崩落部の復元・囲柵工事標識及び説明板の設置などを実施した。

（総額　三、四六五、〇〇〇円）

(2) 上泉郷蔵

郷蔵は江戸時代に備荒・貯蓄のため建設されたものであるが、現存する例は非常に少ない。

上泉郷蔵は寛政年間に建てられたものとされるが、近年、壁の破損が著しく、危険性も増し、かつ美観もそこねてきた。今日の保存整理は、県費補助を得て、北壁を除く三面の壁を全面的に塗りかえた。

（総額　二、二五八、〇〇〇円）

(3) 王山古墳

王山古墳は、後円部の墳丘部は全部川原石によって築かれ、その表

面も全面的にみごとに積まれている。また、その平面形は一定の規準尺度によって、きわめて幾何学的に構成されており、全国的に稀にみる積石塚の形態を今日に伝えており貴重な文化財である。

こうした王山古墳は、この度、児童史跡公園として整備されることとなり、都市計画部公園緑地課による事業が開始された。

完成は五十一年度内とされている。

五十一年度の保存事業は、総額は三、五八五、六〇〇円で五十年度に比較すると、予算的規模は減少している。しかし、件数は、逆に増加して六件となっている。このことは、保存事業がよりきめ細かな面にまで及んでいることを物語っている。以下、その概要を記すと次のとおりである。

(1) 天然記念物　岩神の飛石の保存施設

岩神の飛石は、今日の前橋地形形成の歴史と自然力の偉大さを示す巨大な記念物で、昭和十三年国指定の天然記念物に認定されたものである。ところで、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則の第六条によると、囲柵等の設置が義務づけられている。しかし、その現状は、囲柵は全くなく指定地の範囲が明らかでない。このため、指定地の一部が、駐車場となる等、保存上あるいは管理上問題となっていた。

このため、保存施設として囲柵を新設すると共に標識および説明板を国庫及び県費補助を受けて新設する。

（総額　六五〇、〇〇〇円）

(2) 山王塔跡保存施設改築工事

山王塔跡は、山王廃寺跡の中心的存在であり、更に、中心礎石はその中核をなすものである。この発見は、大正年間のことであり、同十年には発掘調査され、東西約二、八メートル南北約二、五メートル、厚さ一、五メートル以上の巨大なものであることが確認された。礎石上面は平らに削られ、中央には二段からなる舎利孔があり、更にその周囲には環状と放射状の浅い溝がある。これらは奈良薬師等の西塔中心礎石に比較しても遜色のないものとされる。こうしたことにより、この中心礎石を含む塔跡は、昭和三年国の史跡に指定され、中心礎石は、覆屋が架せられ保存と活用が計られてきた。

しかし、その覆屋は近年、柱の部分が腐蝕し、屋根もまた大分痛み、保存施設としての機能を損うのみか危険性を増してきた。今回の保存施設の改築工事は、国庫及び県費補助を受けて、その覆屋を全面的に改修するものである。

（総額　二、五〇〇、〇〇〇円）

(3) 中川小学校石棺ブロック塀の修理

中川小校庭に所在する石棺は、旧高田町の「カロウト山古墳」から発見されたものであるが、大正二年頃、カロウト山古墳平坦化する際、教育資料にと現在地に移したものである。

現在、保存されているものは、棺の身の部分だけでそれは、凝灰岩の巨石をもって中を刳りぬき、外側を箱状に整えたもので、全長は約二メートル〇六センチメートル、幅約一メートル一〇センチメートル、高さは現存する最高部分で七二センチメートルを数える。

蓋の部分を欠くためその全貌は明らかでないが、いわゆる家形石棺とよばれるものとみられるが、こうしたものは、総社古墳群中の愛宕山古墳および宝塔山古墳にみられるが他に例になく、古墳文化解明のうえで貴重な資料である。

現在、この保存は、中川小校庭南東隅にブロック塀の囲柵の中に置かれているが、最近、塀の損傷が甚しい。このため、児童達の囲柵の中への出入が自由であり、破損の危険性がある。このため前橋市の事業として、囲柵改修工事を実施する。

（総額　三四〇、〇〇〇円）

(4) 前二子・後二子古墳墳丘補修工事

西大室町の地域には、前・中・後二子の三大前方後円墳が並列す

る。これら三古墳の相互的な位置関係については、次のことが指摘できる。

イ、北から西へ三〇度傾いて一直線上に並列する。

ロ、それぞれの主軸は、東方に延長すると一点で交わり、その角度は等しい。

ハ、各古墳の間隔は、前二子と中二子は高麗尺（一尺＝三五センチメートル）で六〇〇尺、中二子と後二子は、同じく四〇〇尺でその比は三対二である。

以上のようにこれら三古墳の存在状態は単なる一偶然の結果とは思えない要素があり、選地に当って、何らかの配慮があったものと思われる。他方、前二子・後二子古墳の石室は、昭和初年村民によって発掘調査され、四神付飾土器（国指定重要美術品）など二〇〇余点が確認され、早くから全国的にも著名となり、昭和二年には、国指定史跡と認定された。

ところで、前・後両二子古墳の墳丘中腹には、石室の玄室に通ずる盗掘孔があり、中でも、前二子古墳の場合、その大きさは幅二メートル、高さ一メートル、長さ十メートルにも達し、これが盛土中の素掘孔であることから、危険性この上もない。こうした事態に対し、昭和五十年度においては、杭と針ガネをもって閉塞したが、最近、これが破られ、再び人の出入の痕跡がある。よって、本年度は市費六万円をもって、史跡保存と危険性の防止のために盗掘孔を完全に閉塞することとした。

(5) 室塔山古墳囲柵補修工事

国指定史跡室塔山古墳は、一辺五四メートル、高さ十一メートルの方墳である。その南面中腹には、截石切組積の横穴式石室が開口しているが、その精巧さは本県随一、全国的にも稀な存在である。構築の時期は、七三〇年前後とされ、古墳文化から仏教文化への過渡期のものとして、考古学の研究上は勿論、文化史上も極めて貴重な資料であり、昭和二年に国指定史跡に認定された。

昭和四十五年には国庫ならびに県費補助を受けて、石室前庭部・周囲石垣および石垣上縁部にフェンスを設置した。ところが、先年台風の際、墳丘上の松がフェンス上に倒れ、フェンスの一部が破損したが、これを契機にして破損が進み、最近では約七メートルにもいたった。

こうした現状に対し、市の単独事業として、囲柵の補修工事を実施することとした。

（総額　三五、〇〇〇円）

以上、荒廃の保存事業について記したが、これらについて留意点・問題点を、特に記すと次のとおりである。

イ、留意点

文化財の荒廃の原因は、人為による場合と、自然による場合とがある。しかし、その比率は、人為による場合の方が圧倒的に多い。したがって、人為による荒廃を防止しない以上、いくら保存事業を推進しても荒廃の状態を無くすることはできない。すなわち、文化財を荒廃から守るには、文化を荒廃させない「文化財を大切にするこころ」を涵養することが、各種の保存事業にも増して必要なことである。そして、それは、後に記す文化財の活用とも深い関連をもつものである。

ロ、問題点

文化財の保存修理等の事業は、建築・土木・金工等、極めて専門的な知識と技術を必要とする。ところで、現在の保護係職員は、そうした仕事には全く素人である。しかし、職務上、事業実施の際はともかくとして、その整備・計画の段階において、そうした専門的な仕事に当らなければならない状況にしばしば遭遇する。このことは、労多くして効果の少ないことが多い。行政効果を高めるために、専門家への委託等検討を要する。

四、管理と清掃

史跡等の文化財は周到に管理されなければならない。いやしくも雑草等が生い茂り、「前橋市あき地の環境管理に関する条例」（草刈条例）の対象になるようなことがあってはならない。このためには、定期的な見廻りと除草等を含んだ清掃を実施する必要がある。

前橋市に所在する多くの史跡のうち、国有国指定の史跡である天川二子山古墳と総社二子山古墳については、その管理と清掃が、国庫補助（補助率八十パーセント）によって実施されている。すなわち、各古墳について、それぞれ一名の監視人が配置され、年間一〇四日を限度として巡視が行なわれ、その保全が計られている。また、清掃については、天川二子山古墳については、前橋市の連合青年団が、総社二子山古墳については、総社史跡愛存会が草刈を実施している。

（総額　三四四、〇〇〇円）

したがって、これらの古墳については、問題がないが、他の天然記念物を含む十九件の史跡については、雑草、空きかん、紙屑等のことで、関係者あるいは市民から指摘を受けることがある。こうした事態に対して、文化財保護係では、極力パトロールを行ない、少規模の清掃を実施しているが、特に、見学者が多く雑草の繁茂期に当る六月～十月の期間は発掘調査と重複するために、特に何等かの手だてをしなければならない。

このため、昭和五十年度から史跡等清掃事業人夫賃を予算化し、特に問題となる史跡の草刈を行っているが、本年度については、次のような計画が認められている。

前・中・後三古墳（西大室町）――約三〇、四一六平方メートル
八幡山古墳　（朝倉町）――一一、六六〇平方メートル
宝塔山古墳　（総社町）――二、九〇〇平方メートル
前橋藩主酒井家歴代墓地（紅雲町・竜海院）――三、八〇〇平方メートル

等の草刈人夫賃一〇〇人分として、総額二九五、〇〇〇円、ほかに除草剤費一五、〇〇〇円である。

勿論、この計画は、該当史跡の総面積を考慮すると、「焼石に水」の感があり、充分ではない。不足の点は地域住民あるいは各種団体の奉仕活動により、カバーするほか他に方策はない。しかし、こうした善意に頼る行政は自ら限界があり、年々、難しくなっている。他方、教育委員会で管理する土地は増加しつつある。例えば、広瀬団地造成の際、破壊を禁止する古墳と認定された六基の古墳のうち、金冠塚古墳（二、四八四平方メートル）及び亀塚山古墳（二、四〇七平方メートル）は、この程、同地区の宅地造成組合から前橋市に譲与され、その管理を本年度から教育委員会で引継ぐことになっている。

以上、史跡等の文化財の管理と清掃は、国所有国指定の文化財二件については、パトロールや清掃の実施などについて、今後、充分な実施体制を整えなければならない。

五、史跡等の買上

文化財保護法第四条には、国民・所有者の心構が明示されている。すなわち、第二項において「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開するなど、その文化的活用に努めなければならない。」とあり、続いて第三項においては、「政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。」と記している。こうした法律の規制の中にあっては、文化財が完全に保存され、あるいは活用されるための具体的な手段としては、文化財を公有するしかない。特に史跡等については、買上による公有地の必要が是非とも必要である。

こうした考えに立って、本市教育委員会では、昭和四十五年度以降、国

指定史跡・前二子・中二子・後二子古墳の買上を計画し、国庫補助を申請してきたが、本年度、国の方針を決定し、前二子古墳を買収する予定となった。

買収の対象となる前二子古墳は、全長九三メートル後円部の高さ十三メートルの堂々としたもので、明治十一年の春、村民によって発掘されたが、このことは、時のイギリスの外交官アーネスト・サトーにより母国の学術雑誌に紹介され、その存在はいち早く海外に知れわたった。発掘された石室は、全長十四メートルにも達しその長大さは県内屈指である。また、発見された遺物は四神付飾土器（重要美術品）をはじめとして、二〇〇余点にも達しており、いわゆる城南三古墳の中では特に著名であり、他に中・後二子古墳と共に昭和二年国指定史跡に認定された。

なお、この買上は、とりあえず史跡指定範囲一〇九五六・二四平方メートル（宅地二筆・畑二筆・山林二筆・原野一筆・地権者六名）を昭和五十一年度事業として買上げべく検討中である。

Ⅳ　文化財の活用について

一、郷土芸能大会

江戸時代に前橋藩の城下町として、あるいはその周辺地であった現在の前橋には、神楽や獅子舞など無形・民俗文化財にもみるべきものがある。こうした無形民俗文化財を積極的に発掘・継承し、新たな文化の創造をはかるのも、現代に生きるわれわれ現代人の責務である。

こうした観点にたって、前橋市教育委員会では、昭和四十八年度以降毎年郷土芸能大会を開催し、本年度、第四回大会を迎えるに至った。

これまでに紹介された芸能は、次のとおりである。

昭和四十八年度大会

一、産泰神社太々神楽……産泰神社神楽保存会

二、田植唄……東片貝町・石関カニ・村田正己

三、麦打唄……鳥取町・平林林平他三名

四、道化芝居弥次喜多道中記……泉沢町・須藤福恵・須藤菊水

五、盆踊唄稲荷藤節……泉沢町・小沼徳三郎他十三名

六、片貝神社太々神楽……片貝神社神楽保存会

七、糸ひき唄……城東町・佐々木光氏・福島英子

八、野郎万歳……泉沢町・神保国雄・須藤菊水

九、角田甚句……下長磯町・小山義造

十、野良犬獅子舞……野良犬獅子舞保存会

昭和四十九年度

一、二之宮赤城神社太々神楽……二之宮町太々神楽保存会

二、伊勢音頭……泉沢町・小沼徳三郎

三、八木節……古市町・八木節保存会

四、立石の獅子舞……総社町・立石獅子舞保存会

五、春日神社太々神楽……上佐鳥町・太々神楽保存会

六、祇園囃子……六供町囃子組

七、祭文唄……小坂子町・大野西松

八、木遣唄……田口町・古谷一雄・青木次男他

昭和五十年度

一、二之宮三番叟……二之宮三番叟保存会

二、田植唄……東大室町・田中八千代他二名

三、義太夫……千代田町・十日会

四、糸ひき唄……三河町・片貝ミヨ

五、雷電神社太々神楽……雷電神社神楽保存会

六、祇園囃子……青柳町祇園保存会

七、獅子舞……上泉町獅子舞保存会

八、八木節……小坂子町・芳謡会

これら二十六件は、何れも県民会館小ホールにおいて披露され、前橋市に伝わる民俗芸能の豊かさを市民に深く認識させた。

五十一年度大会は、こうした実績を背景として、十月六日、県民会館小ホールにおいて実施する予定である。

二、文化財めぐり

市民としての誇りや、郷土への愛情は、郷土の自然や文化財を理解することから始まる。また、文化財の真の保護は、文化財を真に理解することから始めなければならない。こうしたことから、前橋市教育委員会では、昭和四十五年度から毎年文化財めぐりを実施し、今年度第七回目を迎えている。

この実施方法は、一般観光バスを借上げ、市街地を中心にして、東・西・南・北の各方面に地域を別け、指定文化財を中心に見学を行ない、時に隣接市町村にまで及ぶこともある。今までは参加費は無料であった。何れの回も非常に好評で、参加申込受付の当日は、午前八時三〇分が受付の開始時間であるにもかかわらず、七時前後から参加希望者が殺到し受付開始時間を待たずに定員超過を発表するほどである。このため、参加者は早朝申込に来られる一部の人に限られ、しだいに固定化（常連化）の現象がみられ、こうした現象については、今後検討の余地がある。

何れにしろ、市民の文化財めぐりについての関心は高いものがあり、他方、この事業は文化財を正しく理解するためのあるいは郷土を見直す絶好のチャンスでもあり、広く児童・生徒を含めた一般市民の文化財学習をなすべく今後計画を進めたい。

なお、本年度における文化財めぐりは、十月に実施することを予定している。

三、文化財展と講演会

前記文化財めぐりは、日時に制約があり、また定員にも限度があるので、誰でもが自由に参加することが困難である。こうしたことを配慮して、著名な文化財を一定期間、一定の場所に展示し、広く市民一般に見学の便を計ることも又必要なことである。

昭和五十年においては、市立図書館との共催の形で、十月二十日～十一月十七日までの間、図書館展示室において開催した。その内容は、文化財保護係が中心となって、昭和四十八年五月から五十年二月までの約二ヶ年にわたって、発掘調査した芳賀北部団地遺跡の報告という形で実施し、出土遺物約一〇〇点と関連写真三十枚を展示した。この見学者数は、図書館の調べによると、三、五五五名を数え、かってない盛況であった。

なお、この展覧会開催中、芳賀北部団地遺跡発掘調査報告会（講演会）も実施し、芳賀北部団地遺跡についての理解と認識を深める一方、文化財の活用についての新しい道を開くなど所期の目的を達成した。

五十一年については、方法としては昨年同様、図書館との共催の方向で十月～十一月開催を目途としてその内容を検討中である。

四、調査資料の教材化

文化財の調査研究の成果は、市民に還元されなければならない。特に、現在、郷土について直接学習中の児童・生徒に対しては充分かつ速やかに還元されるように配慮することが肝要である。

こうした考え方に立って、文化財保護係では、四十九年度初めて調査資料の教材化に着手した。まず、芳賀北部団地遺跡の調査資料（写真）を整理し、一〇〇コマを一組とした教材用のカラースライド五組と、その解読書を作製し、芳賀北部団地遺跡の理解を容易にすると共に、これらを通じて原始時代と古代社会における前橋の文化的様相を具体的に明らかにした。五十年度においては、王山古墳の調査資料を中心に、市内

の主な古墳の資料を整理して一二五コマを一組としたカラースライド二組を編集し、東国古代社会に卓越した前橋市の古墳文化について、その大筋を理解し得るような教材を作製した。五十一年度においては、五十年度の編集した古墳文化のスライドの解説を作製する予定である。

なお、貸出の状況は、五十年度七件、五十一年度は現在のところ一件である。小・中学校等の教材として、あるいは、社会教育関係の学習にこの活用が望まれる。

五、文化財調査報告書の発行

前橋市には国・県・市指定物件が合せて八五件もある。こうした多くの指定物件のうち、国あるいは県指定物件等については、ある程度その解説書はあるが、その大半を占める市指定文化財については、適切な解説書をもたない場合が多い。本市教育委員会社会教育課が、昭和四十五年度以降毎年発行してきた「文化財調査報告書」は、昭和四十五年度版を除いて、こうした市指定文化財の解説を主に集録してすでに第六集を発行するにいたった。

第六集は、昭和五十年度新しく指定した重要文化財十二件の解説を中心に、同年度文化財保護係が実施した芳賀西部工業団地遺跡・蛇穴山古墳・山王廃寺跡の発掘調査の概報、更には、県指定史跡上泉郷蔵の保存修理の記録等を集録した。発行総部数は六〇〇部でその配布計画は次のとおりである。

市教育委員会関係（含学校）	一一六部
市長部局関係	二四部
国・県・他市関係	一八部
指定物件の関係者	八部
その他協力者	一〇部
保存用	二〇部
計	二五六部
残部	三四四部

残部三四四については、文化財に関心をもっている一般市民や研究者に配布を予定しており、有効に活用されることを願っている。

六、広報紙「まえばし」による紹介

一号につき七万数千部を発行し、しかも、前橋市中の各家庭に配布される広報「まえばし」は、文化財を一般市民に紹介する絶好の機会でもある。このため、文化財保護係では毎号八〇〇字前後の解説文と写真を用意し、「前橋の文化財めぐり」として、貴重な紙面をさいていただいている。最近号までに掲載されたものは次のとおりである。

一、上泉の郷蔵	二月 一日号（県指定史跡）
二、十一面観世音像	二月十五日号（県指定重要文化財）
三、伯牙弾琴鏡	三月 一日号（市指定重要文化財）
四、蛇穴山古墳	三月十五日号（国指定史跡）
五、上野国分寺	四月 一日号（国指定史跡）
六、小島田の供養碑	四月十五日号（市指定重要文化財）
七、阿弥陀三尊画像板碑	五月 一日号（市指定重要文化財）
八、岩神の飛石	五月十五日号（国指定天然記念物）

V　埋蔵文化財の発掘調査について

一、昭和四十八・四十九・五〇年度の発掘調査

前橋市教育委員会では、昭和四十八年度より次のように発掘調査を進めている。

(1)　芳賀北部団地遺跡

所在地　前橋市勝沢町・小坂子町・嶺町地内

調査期間　着手　昭和四十八年五月　八日
　　完了　昭和五　十年二月二十八日
調査費総額　四〇、八〇六、〇五一円
調査の主な成果
① 縄文文化関係
イ、該当地域におる縄文文化の生活内容と集落の立地、さらにその発展過程を把握し得る資料を得た。
ロ、いわゆる配石遺構の在り方を把握した。また、そこより出土する遺物などから、配石遺構の性格の一面を解明することに成功した。
ハ、敷石住居跡の在り方に、特殊性のあることが判明し、一般住居との違いを明らかにした。
② 奈良・平安時代
イ、二三一戸の竪穴住居跡を発掘調査し、大集落の存在を明らかにした。また、その在り方からして、律令体制下の集落の実態を明らかにすることに成功した。
ロ、緑釉陶器・灰釉陶器の発見があり、その普及を知る資料として貴重である。
ハ、鉄製農具さらに墨書土器の発見はその普及状況を明らかにしており、地方文化の発展段階を知るうえで貴重である。

(2) 王山古墳
所在地　前橋市総社町総社一〇〇の一
調査期間　着手　昭和四十九年五月　十五日
　　完了　昭和四十九年七月二十五日
調査費総額　七、九〇〇、〇〇〇円
調査の主な成果
① 墳丘の一部を墳丘構築時の状況に再現することに成功した。このことから構築時の規模及び形態が明らかとなり、ひいては、設計・基準尺度等、古代の土木技術を解明する貴重な資料を得ることができた。
② 墳丘後円部は、総て石で積まれ、その表面はみごとに積まれていることを明らかにし、本格的な「積石塚」であることが判明した。積み石塚は北朝鮮を中心に発達したとみられるが、この地にこうしたものがあることは、彼我の文化的交流を示すものとして重要である。
③ 後円部は積石塚の形態をとるが、前方部は通常のものとみられるが、その関連は、後円部が構築され、後に前方部が付設されたとみられる。このことから前方後円墳の成立の側面を示すものとして注目される。

(3) 山王廃寺跡第一次発掘調査
所在地　前橋市総社町総社字昌楽寺廻り地内
調査期間　昭和四十九年七月二十二日～九月六日
調査費総額　四、九〇〇、〇〇〇円
調査の主な成果
① 推定寺域北辺部の調査において、建築物の基礎工事跡及び掘立柱の柱痕が確認され、これが位置的な関連から北門跡とみられる。
② 推定寺域北東隅部の調査において、金箔の炭化した仏像の台座の一部とみられるものを検出した。
③ これらにより、山王廃寺跡は、塔を中心としたほぼ二町四方の寺域と推定されるにいたった。

(4) 蛇穴山古墳
所在地　前橋市総社町総社一八八七の二
調査期間　昭和五十年八月一日～八月十六日
調査費総額　一、二〇〇、〇〇〇円
調査の主な成果

① 従来、径約三〇メートルの円墳とされていたが、調査の結果、一辺約三九メートルの方墳とみられるにいたった。

② 石室及びそれに続く前庭部は幾何学的に構築されており、一尺を三〇センチメートルとした基準尺度の使用が考えられる。又、墳丘は、一尺を三五センチメートルとした尺度の使用が予想される。

以上により、総社町には本県には数少ない方墳が二基隣接して存在することが明らかとなり、考古学あるいは古代史研究上、新たな話題を提供するにいたった。

(5) 芳賀西部工業団地遺跡

所在地 前橋市鳥取町・五代町・小神明町地内

調査期間 着手 昭和五十年 五月 八日
完了 昭和五十年十二月二十四日

調査費総額 一三、四一七、二九四円

調査の主な成果

① 縄文文化関係では、竪穴住居七戸、他に関連遺構三箇所、土器等の遺物コンテナパット五十箱を得たが、これらは総て、縄文文化前期に属し、前橋市は勿論、県下においてもこうした調査例は珍らしく整理の結果が期待される。

② 古墳及び古墳跡三十一基、ほかに埴輪棺直葬墓を調査したが、これらの内、いくつかは、円形周溝墓ともみられ、古墳築造の変遷をみるうえで重要である。

③ 古墳又は古墳の周濠部には榛名山噴火の際の火山灰とみられるものの堆積がみられるものがあり、古墳編年の貴重な資料と考えられる。

(6) 山王廃寺第二次発掘調査

所在地 前橋市総社町総社 昌楽寺廻り地内

調査期間 昭和五十年八月十八日～八月三十一日

調査費総額一、〇〇〇、〇〇〇円

調査の主な成果

① 推定金堂跡に隣接する地域に掘立柱建築遺構の柱穴とみられるピットが発見され、建築遺構の存在が推定される。

② 三戸の竪穴住居跡が確認され、寺との関連が注目される。結果によっては寺の変遷を知る手がかりとなる資料を得た。

二、芳賀東部団地遺跡の発掘調査

前橋工業団地造成組合には、昭和五十一年度から五十三年度にかけて、前橋市小坂子町・五代町・鳥取町にまたがる約四十ヘクタールの土地に団地を造成する計画がある。

遺跡は、この団地造成地内にあって、その面積は、約三六五、〇〇〇平方メートルと推定される。その現状は、主に畑であるが、マッピング(表面調査)によれば、全地域にわたって縄文土器片・石器・土師器片・須恵器片等の散布がみられ、これまでに調査を実施した芳賀西部ならびに北部団地遺跡と比較して勝るとも劣らない縄文文化と古墳文化時代の稀にみる大遺跡と予想される。

この発掘調査の方法は

一、造成予定地内全域に二十メートル間隔の基準杭を設定する。

二、二メートル×二メートルのトレンチ(試掘溝)を六メートル間隔に設定し試掘を行なう。

三、試掘結果に基づきトレンチを拡張し、遺構の全容を明らかにする。

四、遺構ならびに遺物の写真撮影・実測図を作製する。又、必要に応じて保存処理等を行なう。

五、遺構・遺物の保存方法を検討する。

そして、この実施計画としては、現在のところ試掘調査のみについて立てられているが、その大要は次のようである。

・調査経費　二五、四〇八、六八五円
・調査期間　着　手　五十一年六月　十日
　　終了予定　五十四年三月三十一日

なお、調査に要する経費は前橋工業団地造成組合で負担することになっているが、これが実施されると、期間中、文化財保護係職員は、全員発掘業務にたずさわることとなるが一般文化財保護行政への支障がないように努力していきたい。

三、山王廃寺跡の発掘調査

山王廃寺跡は、白鳳時代の寺院跡といわれている。塔中心礎石・根巻石・石製鴟尾・緑釉水瓶・塑像仏頭・多量の瓦等貴重な遺構・遺物を出土させ、全国的にも注目を浴びる重要な遺跡である。

しかし、推定寺域内の大半は宅地となっており、北の部分は畑となっている。近年、この畑地の宅地化あるいは土地改良事業など、開発の波が押し寄せ、遺跡の緊急な保存対策が望まれている。

発掘調査は、こうした開発事業進展の中にあって、寺域の規模・形状・伽藍の状況などを把握し、山王廃寺の性格を究明し、今後の保護・活用上の施策をたてることを目的とし国庫及び県費補助を受けて昭和五十年度から十年計画を立てて、発掘調査を実施しており、本年度はその二年次にあたっている。

今年度の発掘調査は、昨年度の調査に引き続き、心礎の北東約三十メートル地点付近の宅地及び畑地を調査する。この地は、既に礎石の存在が確認されているほか石製鴟尾の出土などが伝えられ、金堂跡と推定される場所である。

調査期日は七月二十六日に着手し、八月十一日に終了の予定である。調査経費は現形測量調査費含めて、総額二、〇〇〇、〇〇〇円である。

Ⅵ　発掘調査資料の整理と報告書の作成

発掘調査結果の報告書の提出は、従来から発掘届に対する指示の一部とされてきたが、このほど、文化財保護法の改正によって、発掘届に対する指示事項の一つとして規定上明らかとなり（五十七条第二項）、報告書の提出は以前にも増して重要視されるようになってきた。言うまでもなく、発掘調査の報告書は調査内容をすべて網羅し、調査結果についての学術的考察をつけ加えたものが望しいことは明らかである。まして、開発行為などによって消滅するいわゆる記録保存を目的とした発掘調査においてはなおさらのことである。

ところで、調査内容を網羅し、学術的考察をつけ加えた報告書の作製となると容易でなく、執筆に先がけて、資料整理は不可欠であり、この資料整理を含む執筆に要する期間は発掘調査に費した期間の数倍かかるということは常識とされ、どのように組織的にあるいは合理的に進めてみても三～四倍の期間が必要とされる。事実、現在、わが国において最も理想的あるいは、基本的発掘調査を実施しているといわれる国立奈良文化財研究所による平城京跡の調査は、単年度の事業の場合、年間発掘調査の期間は三ケ月程度とし、他の期間は資料整理及び執筆に当てていると聞いている。何れにしろ、発掘調査は現場における発掘作業が終了すれば終ったということでなく、調査記録や出土遺物の整理が完了し、報告書が完成してはじめて完了をみたということになる。しかし、こうしたあるべき姿に対して、実際には発掘作業と資料整理及び報告書発行の作業は、完全に切り離されているのが実態である。

昭和四十八年以降、これまで前橋市教育委員会社会教育課文化財保護係が実施した発掘調査に伴う、整理及び報告書発行の作業の進行状態は次のとおりである。

遺跡名	資料整理	報告書			備考
	遺物図面写真	執筆出版			
芳賀北部団地遺跡	○	△	△	×	四十八年五月～五〇年二月実施前工団委託事業
王山古墳	○	△	△	×	四十九年五月～四十九年七月実施
山王廃寺跡(第一次)	○	△	△	△	四十九年七月～四十九年九月山王土地改良より委託
蛇穴山古墳	○	○	○	○	五〇年八月一日～八月十六日国庫補助事業
山王廃寺跡(第二次)	○	○	○	○	五〇年八月国庫補助事業
芳賀西部団地遺跡	×	×	×	×	五〇年五月八日～十二月二十四日前工団委託事業

○印　完了　△印　一部完了　×印　未完了

昭和五十年度、国庫並びに県費補助を得て実施した蛇穴山古墳・山王廃寺跡の発掘調査を除いて、一部完了あるいは未完了がめだつ、特にもっとも期日を費やす執筆作業の遅れは致命的である。執筆作業は、資料整理の完了が前提となるが、発掘作業に直接関与した人でないとできない作業であり、したがって、そうした人がじっくり執筆に当れるような配慮が必要である。

因に、各発掘調査遺跡の資料整理・報告書発行に要する期日について、通常、調査期日の数倍とされるが、最低の基準である四倍として試算してみると、次のようになる。

	調査期日	資料整理・執筆に必要とされる期日	今後要する期日
芳賀北部団地遺跡	約二〇ヶ月	八〇ヶ月	四〇ヶ月
王山古墳	約二八〇日	九ヶ月	五ヶ月
山王廃寺(第一次)	四六日	六ヶ月	二ヶ月
芳賀西部工業団地遺跡	約一八〇日	二四ヶ月	二四ヶ月
計	約一、一〇六日	一一九ヶ月	七一ヶ月(約六年)

すなわち、現在の文化財保護係のスタッフで、今後、新たな発掘調査と一般の文化財保護行政一切を全く中止し、専ら、整理・執筆に当るとしても、約六年の歳月を必要とすることになる。しかし、実際には、今後なお、発掘調査は続けなければならないし、一般の文化財保護行政も進めなければならない。現に、今年度も六月より芳賀東部団地遺跡の発掘調査が開始され、保護と活用のための一般の文化財保護行政も進展している。こうした状態の中にあって、前橋市が文化財保護法にそって文化財保護行政をさらに展開していくためには、各方面からの更に検討を加え、適切な保護行政を展開させていく必要がある。

Ⅶ　前橋市の文化財保護行政の進展

前橋市の文化財保護行政は、ここ数年、飛躍的な発展をとげてきた。その状況を財政の面からみると、別添「資料3」にみるとおりである。これをみると、文化財保護の一般的な経費は、文化財保護係が新設された昭和四十九年から増加し、その指数は四十五年度を一〇〇とした場合、四十九年度は三二〇、五〇年度は四九一、そして五十一年度はもし、西大室町の史跡前二子古墳の買上げが実現すれば、一九一〇前後と予想され、文化財保護行政が急速にしかも順調に進展することになる。

また、こうした文化財保護行政の一般的経費とは別に、前橋工業団地造成組合などからの委託を受けた発掘調査費は、四十八年度から継続的につけられ、その額は保護行政の一般的経費を上まわり、少ない時でも五〇年度の約一、四〇〇万円、多い時は四十九年度の約三、〇〇〇万円にも達している。

文化財保護のための一般的経費と委託を受けた発掘費は、勿論、事務処理上は全く別のものであるが、事業を実施する文化財保護係にとっては、何れも大切な事業であり、責任をもって遂行しなければならないものなのである。ところで、文化財保護係が実際年間に消化する経費は、

一般的経費と委託を受けた発掘調査の総額をみると、年度別増加は、四十五年を一〇〇とした場合の指数は次のとおりである。

年度	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一
指数	一〇〇	一七六	六五	一〇七	一七八	一六二	一六七四
倍数(約)	一	一、七	〇、六五	一〇、七	一七、八	一六、七	

これをみると、発掘事業が開始された四十八年度、文化財保護係が新設された四十九年度からの急激な伸びが注目される。

一般的に事業費の伸びは、それに関する行政の進展を物語っている。事実、四十九年度以降における発掘調査を含めた、文化財保護係職員を中心とした文化財保護のための業務にはめざましいものがあった。

引き続いて五十一年度の事業は「資料4」のとおりであるが、その内容は、文化財保護及び管理、文化財の調査及び普及活動そして、発掘調査と、各分野にわたって、ますます専門化しており事務的には複雑化をみながらも一段と充実してきていることがうかがえ、前橋市の文化財保護は、市当局ならびに市民の深い理解に支えられて、飛躍的に進展しつつあるということができる。

Ⅷ　文化財保護行政の課題

本市の文化財保護事業は、埋蔵文化財の発掘調査やこれにともなう調査資料の整理・報告書の作製など、多くの仕事をかかえているが、これればかりでなく、出土品の整理・復元・保存・そして国・県・市指定文化財の管理教育的活用等文化財保護行政に課せられた仕事も増加しており、これに伴って課題も多くなってきている。例えば、発掘調査をみても芳賀東部団地遺跡の発掘調査が本年六月から開始されたが、試掘調査だけでも三年は要すると予想されているが、この調査の完了期日をどこまで短縮するか、発掘調査や作業員の稼動や経費に対する問題等もある。

また、すでに発掘した芳賀北部・西部団地の出土品の復元・実測、そして、これらの資料の整理と報告書の作成、さらに保存の問題等々たくさんの課題が山積みしている。行政としては、この課題を一つ一つ解決し、適切な保護行政を推進することが任務であり使命であるが、なかなか期待にそえがたい現状にある。

ところで、昭和五十年七月一日には文化財保護法の一部を改正する法律が公布され、同年十月一日から施行されたが、その主な改正点は、「地方公共団体の行財政体制」の整備である。これは、現在における埋蔵文化財等のさまざまな文化財保護問題に対し、都道府県や市町村の保護行政が果さなければならない役割とその重要性を示したものであるが、今後はその役割が一層強化されると考えられる。

しかし、開発事業が広域化すればするほど文化財保護行政に対する諸問題が発生し、加速されることになる。

また郷土資料館の建設についてみると、発掘調査が実施され、埋蔵物が発見された場合、発掘終了後七日以内に所轄警察署に差し出さなければならない(遺失物法第一条第一項)。ただし発見物は性格上、学術的な整理研究の必要があるので、発見届出をもってこれに代えることができる。こうして、発掘によって発見された遺物は、通常、発見の現物において、調査者(発見者)の負担と責任において、適切な場所で一時保管されることになる。また、こうした出土遺物は、後日文化財としての認定を受けると、その文化財は国民の共有財産として、国庫に帰属させなければならないことが、文化財保護法第六十一条及び六十三条に規定され、さらに国が保有する必要のないものについては、同法六十四条により、調査者(発見者)に譲与されることになっている。

以上により、発掘調査によって得られた出土遺物は、多くの場合、その調査者が、一時保管についで譲与を受けて保管することになっている。記すまでもなく、このように処置された埋蔵文化財は、文化財保護

法の精神に沿って、学術資料として価値が失われないように管理体制の完備された公共機関において、一括保存され、新しい文化創造のために充分に活用されなければならない。

前橋市では、前にも記したように昭和四十八年以降、発掘調査が毎年継続され、その出土遺物は、ダンボールのみかん箱にして、数百箱にも達している。従来、これらの貴重な資料は、若宮小学校内の教育研究所の一室、敷島浄水場の会議室、そして旧南橘公民館と教育資料館三階展示室、あるいは図書館地下室と転々として移動してきたが、現在、教育資料館三階展示室と芳賀公民館の土蔵に集結されつつある。そして、これらの整理・復元作業と研究は、教育資料館三階展示室において、細々と実施されている。

発掘によって発見された埋蔵文化財の整理・復元作業と研究と調査報告書の作製は、発掘調査事業の一部であり、調査者の責任によりできるだけ早急になされなければならない。同時にそれらの保管は、調査者の責任において、管理体制の完備された公共機関において適切になされなければならないことは、すでにも記したところである。

現在、文化庁では、埋蔵文化財の調査研究・出土品の整理保存処理、発掘調査の技術開発等を目的とした「埋蔵文化財保護センター」の構想を明らかにし、すでに奈良県には、国立埋蔵文化財センターが建設され、高槻市では、市立の埋蔵文化財保護センターが計画されつつあると聞いている。

本市においても、こうした機能をもった施設が早急に必要であると考える。

他方、昭和三十六年、水道会館の竣工と市制七十周年を併せ記念するために、前橋市と教育委員会の共催のもとに開催された「前橋郷土史展覧会」に出品された文化財は、その目録によると次のとおりである。

古代関係……五六件
中世関係……二二件
近世関係……四六五件
近代・現代関係……四七八件
民俗関係……一七二件

であり、その総数は一一九三件にも達し、その中には、前橋市の歴史を考えるうえで貴重なものが数々あった。ところで、その後、そうした試みもなく、又、適切な収集と展示の機関が無かったため、その多くは散逸・流出し現在、再びあのような展覧会を開催しても、あれだけの文化財を一堂に集めることは困難とされている。

前橋市において、それ以後、計画的な収集と適切な展示の機会の無かったことが惜しまれる。同様なことは、前橋天神山古墳の出土品についてもいえる。天神山古墳は、東国最古の古墳として、その副葬品は、全国的にも高く評価されていた。これら副葬品も、前橋市に適当な収納施設がない故をもって、遂に国に帰属することになったのは、まことに残念であったというべきである。

こうしたすう勢の中にあって、当前橋市でも、埋蔵文化財保護センターの機能をもち、しかも、豊かな史跡との関連をもった前橋郷土資料館の建設が望まれるところである。

このような現状に立って、教育委員会においては、本市文化財保護行政の未来像を志向し、文化財保護と開発、行政事務と発掘、調査作業、保存と活用、人的物的面との関連と調和をはかるために多面的な角度から再検討を加え、市民の財産である有形・無形文化財の文化的価値を高め、市民文化の向上や郷土愛の育成に役立つ文化財保護行政の実現をめざしてその充実・強化に一段と努力を傾注する考えである。

Ⅸ あとがき

前橋市に文化財保護係が新設されて二年が経過したが、この間、職員は発掘調査や、保存整備事業に、あるいは文化財の活用等献身的な努力

をはらって現在にいたっている。

こうした状況の中にあって、文化財保護に対する考え方やこれまでに実施してきた諸事業を見直し、今後の在り方を探求することは、重要なことであると考えてまとめたものである。これをまとめるにあたっては、他の仕事との関連もあってなかなか進展をみなっかたため、今におよんだものである。

このまとめは、内容は冗長であり、体裁ははなはだ粗末で充分ではないと思われるが、現在の前橋市の文化財保護行政の実態と、今後あるべき考え方の一端を述べたものであるのでこれを基底として、本市の文化財保護行政に専念していく考えである。

昭和五十一年七月一日

資料 1

指定文化財所在地及び管理者等一覧

国 指 定

No.	指定物件名	所在地	管理者	住所	電話
1	鉄造阿弥陀如来座像	端気町337 善勝寺		端気町337	
2	上野国山王廃寺塔心柱根巻石	総社町総社2408	前橋市	大手町二丁目	
3	土偶	紅雲町一丁目17-10 （東京国立博物館）		紅雲町一丁目17-10	
4	上野国分寺跡	元総社町	群馬町・前橋市	大手町二丁目	
5	総社二子山古墳	総社町植野 字二子山368	前橋市	〃	〃
6	天川二子山古墳	文京町三丁目29	前橋市	〃	〃
7	前二子古墳	西大室町二子山	前橋市	〃	〃
8	中二子古墳	東大室町五料	前橋市	〃	〃
9	後二子古墳 附小古墳	西大室町下諏訪	前橋市	〃	〃
10	山王塔跡	総社町総社2408	前橋市	〃	〃
11	宝塔山古墳	総社町総社1606光巌寺			
12	八幡山古墳	朝倉町若宮1334	前橋市	大手町二丁目	
13	蛇穴山古墳	総社町総社1587 総社小前	前橋市	〃	〃
14	岩神の飛石	昭和町三丁目29-11	前橋市	〃	〃

（重要美術品）

No.	指定物件名	所在地	管理者	住所	電話
15	四神付飾土器	西片貝町528 児童文化センター	前橋市	大手町二丁目	
16	石製鴟尾残片 一箇	総社町総社2408		総社町総社	
17	石製鴟尾 一箇	総社町総社2398		総社町総社2398	
18	後陽成天皇 宸翰古歌御色紙 一幅	千代田町三丁目妙安寺		千代田町三丁目	
19	後柏原天皇 宸翰朗詠詩歌 一幅	〃	〃	〃	〃
20	霊元天皇（詠松間紅葉和歌） 宸翰御懐紙 一幅	〃	〃	〃	〃

県 指 定

No.	指定物件名	所在地	管理者	住所	電話
21	十一面観世音像	日輪寺町412		日輪寺町412	
22	梵鐘	千代田町三丁目 妙安寺		千代田町三丁目	
23	下長磯三番叟人形	下長磯町 稲荷神社			
24	脇差（銘喜翁藤原直胤）	城東町一丁目11-17		城東町一丁目11-17	
25	上野総社神社本殿一棟	元総社町2377		元総社町2377	
26	短刀（銘源左衛門尉信国）	千代田町三丁目15-10			

27	刀(銘・備前国住長船五郎・左衛門尉清光作)	南町三丁目15-1		南町三丁目15-1	
28	脇差（銘・桜紋英義作）	千代田町二丁目8-18		千代田町三丁目8-18	
29	刀(銘・巴紋印 於東武藤枝太郎英義作之)	千代田町二丁目5-5		千代田町二丁目5-5	
30	短刀(銘・於東都藤枝太郎 英義作)	石倉町316		石倉町316	
31	なぎなた　於東武英義作之	〃	〃	〃	〃
32	納曾利面	二之宮町886 赤城神社			
33	力田遺愛碑	総社町総社1607 光巌寺		総社町総社1607	
34	石田玄圭の墓	総社町高井字桃木263			
35	上泉郷倉附上泉古文書	上泉町字宿1140			
36	前橋市天神山古墳	後閑町坊山	前　橋　市	大手町二丁目	
37	総社神社懸仏（二面）	元総社町2377 総社神社		元総社町2377	
38	総社本上野国神名帳	〃	〃	〃	〃
39	総社神社雲版	〃	〃	〃	〃

市指定文化財

No.	指定物件名	所在地	管理者	住所	電話
40	文政四年天川原村分間絵図	文京町二丁目21		文京町二丁目21	
41	文政四年前橋町絵図	本町二丁目10-5		本町二丁目10-5	
42	大徳寺総門	小相木町91		小相木町91	
43	廃覚勤寺宝塔	公田町421乗明院		公田町421	
44	カロウト古墳石棺	三河町二丁目 中川小学校校庭	中川小学校	三河町二丁目	
45	典籍前橋藩主松平家記録	大手町二丁目12-1 市立図書館	前　橋　市	大手町二丁目	
46	書跡・豊臣秀吉和歌短冊	千代田町三丁目3 妙安寺		千代田町三丁目3	
47	工芸品中啓伝狩野山楽筆	〃	〃	〃	〃
48	笠薬師塔婆	問屋町　稲荷神社境内			
49	前橋藩主酒井氏歴代墓地	紅雲町二丁目		紅雲町二丁目	
50	前橋城車橋門跡	大手町二丁目	前　橋　市	大手町二丁目	
51	新田塚古墳	上泉町新田塚2694		上泉町新田塚2694	
52	上泉の獅子舞	上泉町935　諏訪神社			
53	二之宮の式三番叟付伝授書	二之宮町886 赤城神社			
54	総社神社太々神楽	元総社町2377総社神社		元総社町2377	
55	野良犬獅子舞	清野町32-3			
56	産泰神社太々神楽	下大屋町56　産泰神社			
57	松平藩主画像	朝日町四丁目29-24 孝顕寺		朝日町四丁目29-24	
58	結城政勝画像	〃	〃	〃	〃

59	酒井重忠画像	大手町三丁目17-22 源英寺		大手町三丁目17-22	
60	東福寺鰐口	三河町一丁目9-18 東福寺		三河町一丁目9-18	
61	小島田の供養碑	小島田町大門跡530		小島田町大門跡 528	
62	大徳寺多宝塔	小相木町91		小相木町91	
63	経塚古墳	東善町経塚乙737			
64	阿弥陀三尊画像板碑	公田町421　乗明院		公田町421	
65	オブ塚古墳	勝沢町420			
66	片貝神社太々神楽	西片貝町1460片貝神社			
67	東覚寺層塔	総社町総社1607光巌寺		総社町総社1607	
68	日輪寺覚永の絵馬	日輪寺町412　日輪寺		日輪寺町412	
69	下村善太郎の墓	紅雲町二丁目　竜海院			
70	産泰神社八稜鏡	下大屋町569 産泰神社			
71	泉沢の獅子舞	泉沢町44　泉沢神社			
72	春日神社太々神楽	上佐鳥町1120-1 春日神社			
73	稲荷藤節	泉沢町672			
74	慈照院千手観音座像	二之宮町1811　慈照院		二之宮町1811	
75	伯牙弾琴鏡	本町二丁目7-2 八幡宮		本町二丁目7-2	
76	光巌寺薬医門	総社町総社1607 光巌寺		総社町総社1607	
77	無量寿寺地蔵菩薩立像	二之宮町甲764 無量寿寺		二之宮町甲764	
78	無量寿寺十一面観音立像	〃	〃	〃	〃
79	二之宮神社梵鐘	二之宮町886 二宮赤城神社	氏子代表		
80	二之宮神社絵馬四枚	〃	〃	〃	〃
81	前橋藩刑場跡供養塔 ならびに道しるべ	天川大島町1025	前　橋　市	大手町二丁目	
82	宝禅寺異型板碑	上泉町1280　宝禅寺		上泉町1280	
83	山王の宝塔	山王町464		山王町464	
84	八幡宮文書一巻九通	本町二丁目7-2 八幡宮		本町二丁目7-2	
85	前橋祇園祭礼絵巻二巻	大手町二丁目12-1 市立図書館	前　橋　市	大手町二丁目	

資料 2

指定文化財の標識・説明板等の設置状況

No.	名称	所在地	管理者	標識				説明板				案内板				ゴミ箱		
				良	普	不良	無	良	普	不良	無	良	普	不良	無	有	無	必要性
1	(国) 上野国山王廃寺塔心柱根巻石	総社町総社2408	前橋市	○							○		○				○	○
2	(国) 山王塔跡	〃	〃	○						文字不鮮明○			○				○	○
3	(国) 石製鴟尾	〃				老朽化文字不鮮明○					○		○				○	
4	(国) 〃	総社町総社2398					○				○		○				○	
5	(国) 総社二子山古墳	総社町総社植野字二子山368	前橋市	○						○			○			○		
6	(国) 宝塔山古墳	総社町総社1606				○				○			○				○	○
7	(県) 力田遺愛碑	総社町総社1607 光巌寺	〃	○						文字不鮮明○			○					
8	(市) 東覚寺層塔	〃	〃	○							○				○		○	
9	(市) 光巌寺薬医門	〃	〃	○				○							○		○	
10	(国) 蛇穴山古墳	総社町総社1587	前橋市	○				○					○				○	○
11	(県) 石田玄圭の墓	総社町高井字桃木263			○													
12	(市) 野良犬獅子舞	清野町311-3		○				○							○		○	
13	(国) 国分寺跡	前橋市元総社町・群馬町東国分	群馬町・前橋市															
14	(県) 上野総社神社本殿	元総社町2377総社神社			頭がとれる○				小さすぎる○						○		○	
15	(県) 総社神社懸仏	〃	〃				○				○				○		○	
16	(県) 総社本上野国神名帳	〃	〃				○				○				○		○	
17	(市) 総社神社太々神楽	〃	〃	○				○							○		○	
18	(市) 笠薬師塔婆	門屋町 稲荷神社			○						○				○		○	
19	(県) 短刀 (銘・東都藤枝太郎英義作)	石倉町316					○				○				○		○	
20	(県) なぎなた (於東武英義作之)	〃	〃				○				○				○		○	
21	(市) 大徳寺総門	小相木町 大徳寺			○				文字不鮮明足○老朽化						○		○	

22	（市）大徳寺多宝塔	小相木町　大徳寺		○				○							○		○	
23	（市）廃覚勤寺宝塔	公田町　乗明院			○				○						○		○	
24	（市）阿弥陀三画像板碑	〃	〃	○				○							○		○	
25	（県）十一面観世音像	日輪寺町412　日輪寺		○				○							○		○	
26	（市）日輪寺寛永の絵馬	〃	〃	○				○							○		○	
27	（市）オブ塚古墳	勝沢町420		⊙							○				○		○	
28	（国）鉄造阿弥陀如来座像	端気町337　善勝寺				○			○						○		○	
29	（県）上泉郷倉附上泉古文書	上泉町宿1140		○				○							○		○	○
30	（市）上泉の獅子舞	上泉町935　諏訪神社	〃				○				○				○			
31	（市）新田塚古墳	上泉町新田塚2694			小さすぎる○						○				○		○	
32	（市）宝禅寺異型板碑	上泉町1280　宝禅寺		○				○							○			
33	（市）片貝神社太々神楽	西片貝町1460　片貝神社		○				文字に誤りがある○										
34	（国）四神付飾土器	西片貝町528 児童文化センター	前　橋　市				○				○				○			
35	（県）下長磯翁式三番叟人形	下長磯町　稲荷神社					○											
36	（市）小島田の供養碑	小島田町大門跡530		○				銘字○									○	
37	（国）八幡山古墳	朝倉町若宮1344	前　橋　市	○				○							○		○	○
38	（県）天神山古墳	後閑町坊山	〃	○				○							○		○	○
39	（市）春日神社太々神楽	上佐鳥町1120-1　春日神社		○				○										
40	（市）山王の宝塔	山王町464		○				○							○			
41	（市）前橋藩刑場跡供養塔ならびに道しるべ	天川大島町1025	前　橋　市	○				○							○			
42	（国）天川二子山古墳	文京町三丁目26	〃	○					文字不鮮明○						○			
43	（市）文政四年天川原村分間絵図	文京町二丁目21			○					朽ち不鮮明○					○		○	
44	（市）経塚古墳	東善町経塚2737		○							○				○		○	

No.	名称	所在地	管理者	標識				説明板				案内板				ゴミ箱		
				良	普	不良	無	良	普	不良	無	良	普	不良	無	有	無	必要性
45	(国) 前二子古墳	西大室町二子山	前橋市	○				○							○		○	○
46	(国) 中二子古墳	東大室町五料	〃	○				小さすぎる○									○	○
47	(国) 後二子古墳	西大室町下諏訪	〃	○				○							○		○	○
48	(県) 納曾利面	二之宮町886二宮赤城神社				○					○				○		○	
49	(市) 二之宮式三番曳付伝授書	〃		○				○							○		○	
50	(市) 慈照院千手観音座像	二之宮町1811 慈照院		○				○							○		○	
51	(市) 無量寿寺地蔵菩薩立像	二之宮町甲764 無量寿寺		○				○							○		○	
52	(市) 無量寿寺十一面観音立像	〃	〃	○				○							○		○	
53	(市) 二之宮神社梵鐘	二之宮町886 二宮赤城神社		○				○							○		○	
54	(市) 二之宮神社絵馬4枚	〃	〃	○				○							○		○	
55	(市) 産泰神社太々神楽	下大屋町569 産泰神社		○				○							○		○	
56	(市) 産泰神社八稜鏡	〃		○				○							○		○	
57	(市) 泉沢の獅子舞	泉沢町44 泉沢神社		○				○										
58	(市) 稲荷藤節	泉沢町672	〃	○				○										
59	(県) 脇差 (銘・桜紋英義作)	千代田町二丁目8-18					○				○							
60	(県) 刀 (銘・巴紋印藤枝太郎英義)	千代田町二丁目5-5					○				○							
61	(県) 短刀 (銘・源左衛門尉信国)	千代田町一丁目11-11					○				○							
62	(国) 後陽成天皇宸翰古歌御色紙1幅	千代田町三丁目 妙安寺					○				○				○		○	
63	(国) 御柏原天皇宸翰朗詠詩歌1幅	〃	〃				○				○				○		○	
64	(国) 霊元天皇(詠松間紅葉和歌)宸翰御懐紙1幅	〃	〃				○				○				○		○	
65	(県) 梵鐘	〃	〃			老朽○				老朽○					○		○	
66	(市) 書跡・豊臣秀吉和歌短冊	〃	〃				○				○				○		○	

67	(市) 工芸品・中啓　伝狩野山楽筆	千代田町　妙安寺					○				○				○		○	
68	(市) 文政四年前橋町絵図	本町二丁目10-5																
69	(市) 伯牙弾琴鏡	本町二丁目7-2		○				○										
70	(市) 八幡宮文書1巻9通	〃	〃	○				○										
71	(市) 典籍前橋藩主松平家記録	大手町二丁目	前橋市立図書館				○				○				○		○	
72	(市) 前橋祇園祭礼絵巻2巻	〃	〃				○				○				○		○	
73	(市) 前橋城車橋門跡	大手町二丁目	前　橋　市		一部制限 ○				一部制限 ○						○		○	
74	(市) 酒井重忠画像	大手町三丁目17-22 源英寺					○				○							
75	(国) 土　偶	紅雲町一丁目17-10					○				○							
76	(市) 下村善太郎の墓	紅雲町二丁目28　竜海院		○				○										
77	(市) 前橋藩主酒井氏歴代墓地	〃　〃		○				○							○		○	
78	(市) 東福寺鰐口	三河町一丁目19-18		○				○									○	
79	(市) カロウト山古墳石棺	三河町二丁目11中川小校庭	中川小学校		育英老朽 ○			○							○			
80	(市) 松平藩主画像	朝日町四丁目29-24 孝顕寺					○				○							
81	(市) 結城政勝画像	〃	〃	○				○										
82	(県) 刀(銘 備前国住長船五郎左衛門尉清光作)	南町三丁目15-1					○				○							
83	(県) 脇差(銘喜翁藤枝直胤)	城東町一丁目11-1					○				○							
84	(国) 岩神の飛石	昭和町三丁目29-11	前　橋　市	○				○										
85	(県) 総社神社雲版	元総社町2377　総社神社					○			○								

資料３

文化財関係の経費の変化

年度	45	46	47	48	49	50	51
共済費						31,000	17,405
賃金					700,830	1,889,000	1,857,200
報償費	270,300	248,000	264,000	292,250	457,560	684,000	519,000
旅費	54,090	53,270	54,820	136,590	50,000	34,000	
需要費	98,790	8,200	5,600	8,000	513,119	941,000	681,395
役務費	0	0	0	0	5,000	5,000	5,000
委託費	0	943,000	420,000	410,000	430,000	0	810,000
使用料及び賃借料	22,000	40,000	90,000	113,680	57,300	141,000	118,000
工事請負費	1,317,000	2,258,000	437,000	249,000	3,826,000	6,074,000	3,930,000
原材料費	0	0	0	0	0	10,000	10,000
備品購入費	0	0	0	0	0	50,000	60,000
負担金・補助金及び交付金	290,000	62,000	72,000	175,000	534,000	180,000	180,000
補償・補塡賠償金	0	0	0	0	0	30,000	40.000
公有財産購入費	0	0	0	0	0	0	0
計	2,052,180	3,612,470	1,343,420	1,384,520	6,573,809	10,069,000	8,228,000
昭和45年度を100とした指数	100	176	65	67	320	491	400
発掘費				20,584,526	29,921,725	13,781,237	26,144,542
合計	2,052,180	3,612,470	1,343,420	21,969,046	36,495,534	23,850,237	34,372,542
昭和45年度を100とした指数	100	176	65	1,071	1,778	1,162	1,674

予算整理簿により作製　但し、50年度決算見込額、51年度は予算額

資料 4

昭和51年度事業計画（文化財保護係）

区分	事業名	事業の内容	対象	時期	備考
文化財保護および管理運営	国有文化財の管理と清掃	天川・総社二子山古墳の管理と清掃	国有文化財	◦管理2名 年間104日以上 ◦清掃下草刈 年間2回以上	国庫補助事業 373,400円
	史跡等の清掃	指定史跡（城南二子山・八幡山・宝塔山・酒井家墓地等）の清掃	指定史跡	第1・第2 4半期	295,000円
	文化財の保存事業	指定文化財の標識説明板設置	市指定文化財等8物件	第1 4半期	350,000円
		中川小学校保管の石棺ブロック塀工事	市指定文化財	第1 4半期	340,000円
		前二子古墳墳丘の補修	国指定史跡	第1・4半期	44,000円
		後二子古墳墳丘の補修	国指定史跡	第1・4半期	16,600円
		宝塔山古墳の囲柵補修	国指定史跡		35,000円
		善勝寺鉄造阿弥陀如来座像の補修	国指定重要文化財		国庫補助事業 2,6000,000円
		山王廃寺塔心礎覆屋の改修			国庫補助事業 2,500,000円
		飛石（稲荷神社）の囲柵	国指定天然記念物		国庫補助事業 650,000円
	史跡（古墳）購入	城南三古墳の購入 51年度は前二子古墳を計画、国庫補助内定	国指定史跡		国庫補助事業 30,972,000円
文化財の調査および普及活動	文化財調査委員会議	文化財保護条例に基ずき、文化財の保存と活用に関し、意見具申と指定のための調査をする。	市内の文化財	会議は年間6回 調査員5名	
	芳賀東部団地遺跡の発掘調査	前工団の団地造成事業に先がけて、該当地の埋蔵文化財の調査をし、保存と活用を計る。	団地造成地内 約45*ha*	5月から実施 予定完了期不明	前工団からの委託
	山王廃寺跡遺跡の発掘調査	山王地区の諸開発に先がけて、山王廃寺跡の発掘調査と現形測量を実施し、同遺跡の保存と活用をはかる。	発掘地域は山王廃寺内の局部となるが測量は全域	発掘調査 7/26～8/11 測量 第3・4半期	第3次 緊急発掘調査
	文化財調査報告書の発行（第7集）	市内の文化財を調査記録し、学術研究の資料とすると共に文化財についての啓蒙をはかる。	文化財一般	第4 4半期	

区分	事業名	事業の内容	対象	時期	備考
文化財の調査および普及活動	埋蔵文化財発掘調査報告書の発行	山王廃寺跡発掘調査報告書発行（第1次）	49年度発掘調査分	第2 4半期	山王土地改良区からの委託
		王山古墳発掘調査報告書の発行	49年度実施	第3 4半期	上石倉土地改良区からの委託
		山王廃寺跡発掘調査報告書の発行（第3次）	51年度発掘調査分	第4 4半期	国庫補助事業
	郷土芸能大会	地域にのこる郷土芸能の発表をとおして、無形文化財に対する保護と育成をはかる。	伝承者 市民一般	10月6日	
	文化財めぐり	市内ならびに、その隣接地の文化財の見学を通して、文化財の理解と保護の徹底をはかる。	一般市民	11月	
	文化財保護団体の育成と助成	保護活動を中心に進めている団体の育成、指導をはかり組織の強化をはかる。	保護団体	年間	
	文化財についての研修会	文化財についての理解と認識を深め、文化財の保存の方法を検討する。	教職員と文化財に関心をもつ市民	11月	
	文化財の展示と文化財教室	市内に所在する著名な文化財を展示し、講演会を行なう。	一般市民 小中学生	11月	
	調査資料の教材化	文化財の理解と保護のため、スライドを作製し貸出を行なう。	一般市民 小中学生	貸出1年間 作製 第4・4半期	
	埋蔵文化財の整理	発掘調査等によって得た出土品ならびに調査資料を整理する。		年間	
	宅地開発等の事前協議資料の検討	宅地開発等の事業に係わる埋蔵文化財の調査を実施し、その保護活用について意見を具申する。	宅地開発業者等の申請による	随時	

総社神社の建造物

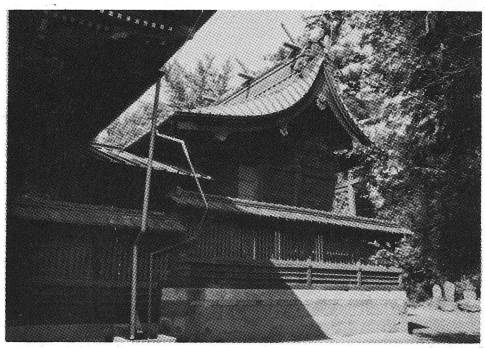

本　　殿

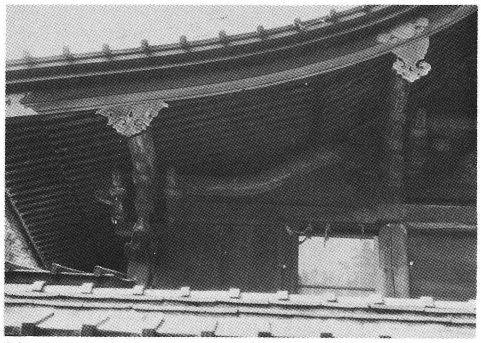

本殿と向拝間の繋虹梁

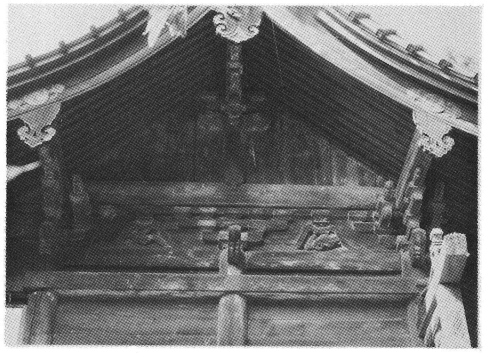

本殿の組物

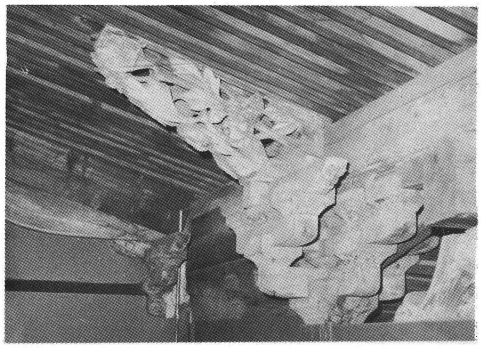

本　殿　手　挟

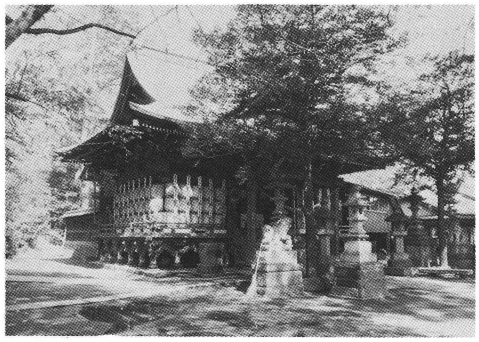

拝　　殿

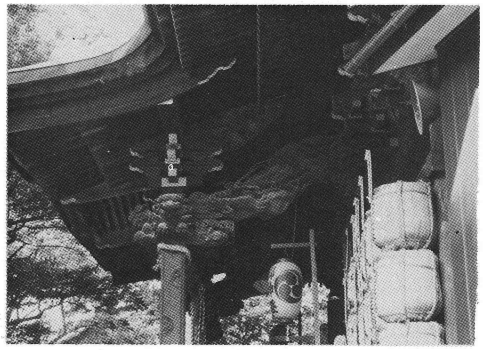

拝殿海老虹梁

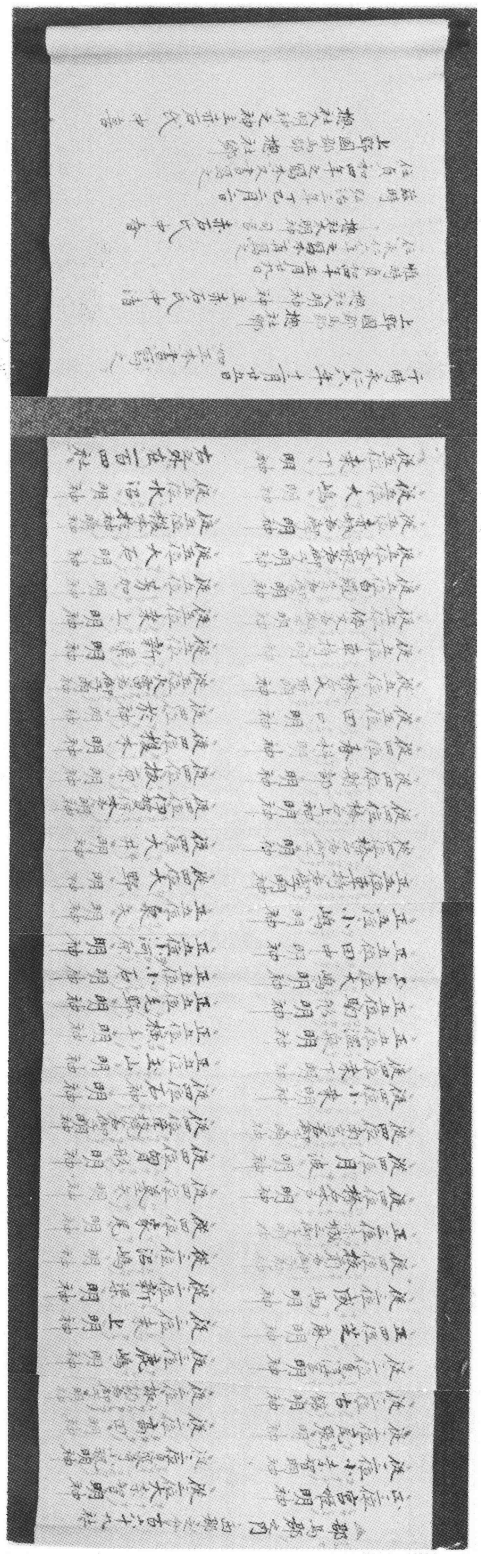

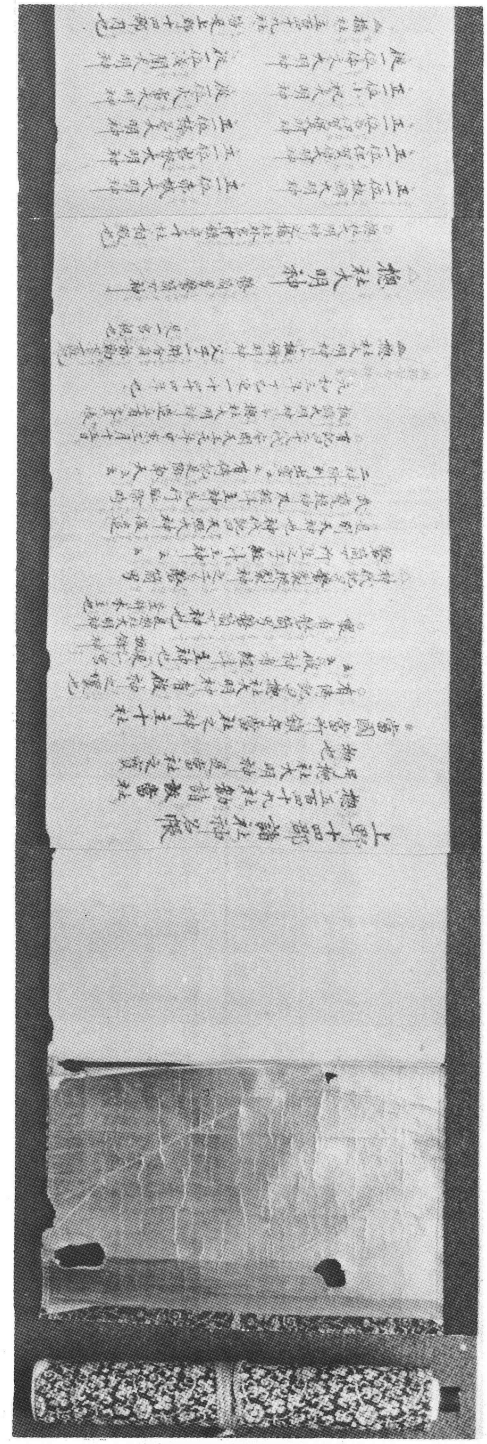

上野国神名帳

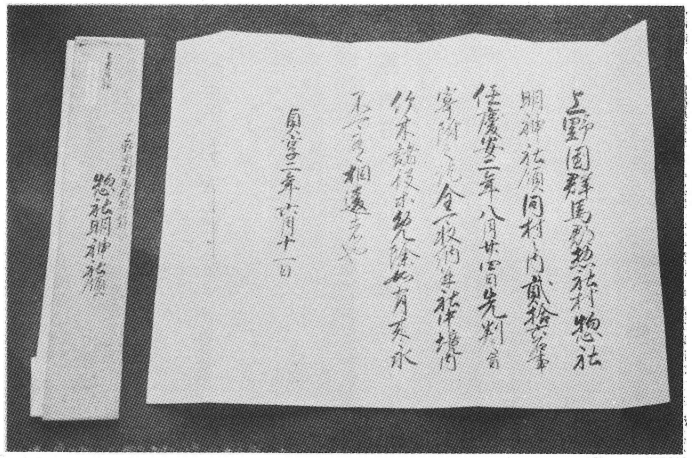

朱印状（貞享二年）

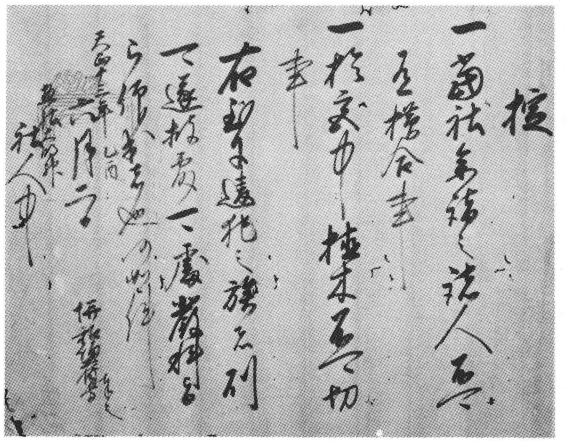

赤石氏文書（天正十三年）

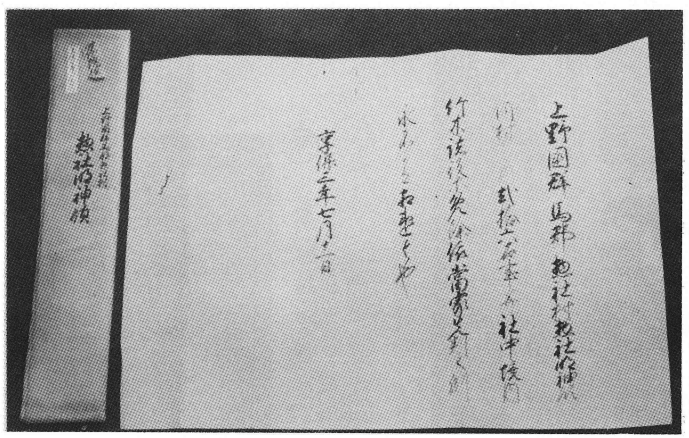

朱印状（享保三年）

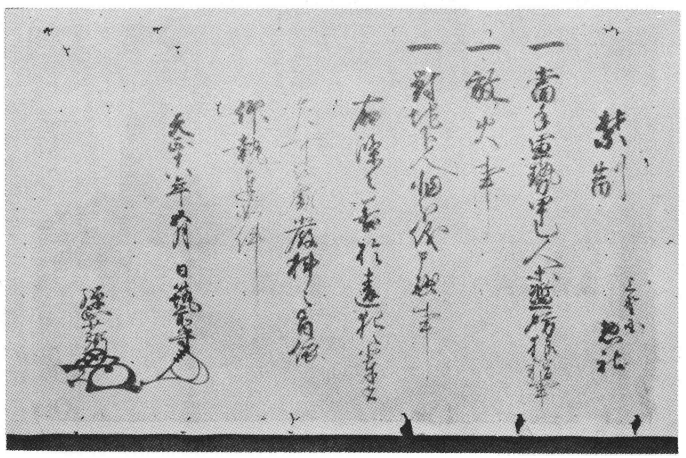

赤石氏文書（天正十八年）

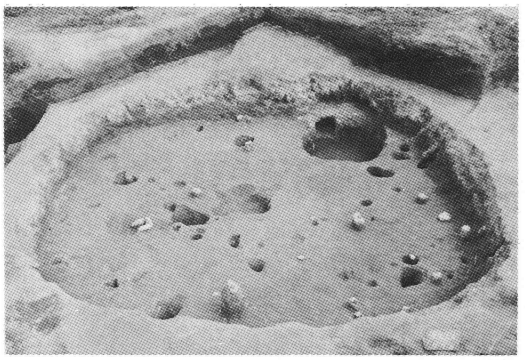

縄文時代の住居跡

芳賀東部団地遺跡

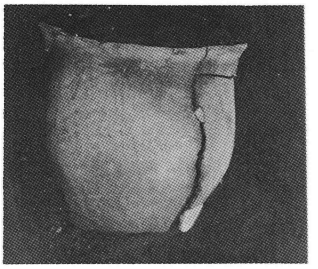

縄文式土器

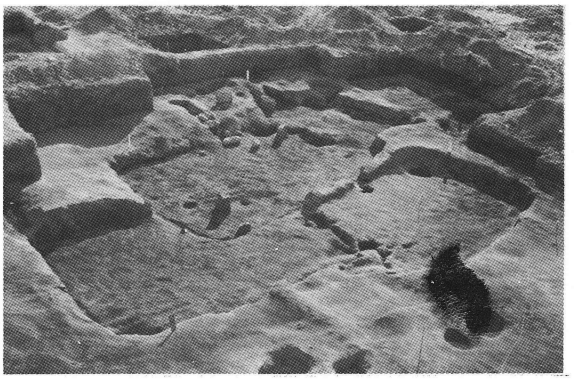

奈良・平安時代の住居跡

山王廃寺跡出土軒丸瓦

山王廃寺跡　礎石を伴う建築遺構

あとがき

本市の社会教育課に文化財保護係が新設されてから早くも三年を経過しようとしているが、この間、文化財保護係は、関連市長部局や市民各位の理解と協力によって、各種遺跡の発掘調査・史跡等の保存整備事業や文化財の活用に関する諸事業を次々に実施しており本市の文化財保護行政も漸く軌道にのった感がある。

とりわけ本年度においては、芳賀東部団地遺跡の発掘調査が開始され、約三・六ヘクタールに及ぶかってない広大な地域の調査を完了することができた。また、昭和四十九年度より、継続し実施してきた山王廃寺跡の発掘調査においては、塔跡の北東約四〇メートルの地点に礎石群を確認し、その地に、山王廃寺跡の主要建造物の一つとみられる遺構の存在を明らかにすることができた。保存整備事業としては、天然記念物「岩神の飛石」の囲柵工事をはじめ、史跡「山王塔跡」心礎覆屋の改修にも着手し、いよいよその完了をみるに至っている。また、長い間の懸案であった荒砥三古墳の買上げも具体化し、前二子古墳の買上げが開始され、更には、文化財調査員の諸先生による指定文化財等の調査も積極的に推進され、今回はじめて総社神社の合同調査が行われて、この文化財を中心とした「第三回文化財展」を市立図書館において開催するなど、文化財保護活用についても多くの成果をみることができたと考える。

ここに刊行された、前橋市文化財調査報告書第七集は、こうした昭和五十一年度の文化財保護行政に関する諸事業のうち、特に、芳賀東部団地遺跡、山王廃寺跡第三次発掘調査の概要、並びに総社神社の総合調査の一部を主とし、更に前橋市の文化財保護行政の今後のあり方を探究する意図もあって、「前橋市の文化財保護行政について」も併せて集録したものである。

ついては、前橋市教育委員会が本年度実施したこの文化財諸調査の概要と、文化財保護係の活動について御理解をいただくと共に、御批判、御指導をいただき、本市文化財保護行政の進展に役立つことができれば望外の喜びとするところである。

昭和五十二年二月

教育委員会社会教育課
課長　下田文太郎

前橋市文化財調査委員（五十音順）

尾崎喜左雄
中沢右吾
松田徳松
丸山知良
山田武麿

昭和51年度

文化財調査報告書　第7集

印刷　昭和52年3月25日
発行　昭和52年3月30日
発行所　前橋市千代田町一丁目8－8
前橋市教育委員会事務局
社会教育課（電話32—6538番）
印刷所　前橋市大手町三丁目6—11
有限会社　原田印刷所
電話 31—2665番